

# セックスワーカーの職業差別と生きづらさ

## —当事者が安心して労働できる社会の実現に向けて—

深田 千陽

# 目次

はじめに

1. 社会の中のセックスワーク
  1. 1 「セックスワーカー」とは誰か
  1. 2 80年代以降の権利運動の変遷
2. 日本におけるセックスワーク論の展開
  2. 1 性的搾取としての性風俗批判
  2. 2 労働としてのセックスワーク論
3. セックスワーカーを取り巻く現状と課題
  3. 1 従事環境に組み込まれる諸問題
    3. 1. 1 健康問題
    3. 1. 2 性暴力
    3. 1. 3 セーフティネットとしての性風俗
  3. 2 コロナ禍の孤立と職業差別
  3. 3 セックスワーカに向けられるステイグマ
4. 国内外の法体系と当事者に及ぼす影響
  4. 1 日本の法体系におけるセックスワークの位置付け
  4. 2 諸外国の法体系におけるセックスワークの位置付け
5. セックスワーカーが安全に働くことができる社会の実現に向けて
  5. 1 法体系のアプローチ
  5. 2 当事者支援のアプローチ
  5. 3 セックスワーカーの権利を守るために

おわりに

引用・参考文献

# はじめに

私はジェンダーやセクシュアリティをめぐる様々な社会問題に興味があり、その中でも特に、日本社会におけるセックスワーカーをめぐる問題に関心を抱いている。そのきっかけは、昨今のコロナ禍でセックスワーカーが「本質的に不健全」とされ国の給付金の対象から除外されたり、性風俗に従事する人を狙った殺人事件が発生するなど、セックスワーカーに対する職業差別が深刻な課題となっている現状を知ったことであった。当事者や支援団体が課題解決のため様々な活動を行っている一方で、「セックスワークをどのように捉えるか」という問い合わせについて社会的に十分な合意形成がされているとは言えず、当事者が直面している暴力・差別といった問題の対策や支援は未だ十分に行き届いていないと考える。

本論文では、先行研究とともに、セックスワーカーに対する職業差別と性暴力をめぐるも題とその背景について考察し、セックスワーカーが一労働者として適切な環境のもとで、適切な対価を受けて労働するために求められる施策について検討する。まず、1章では「セックスワーカー」という概念とその社会的な意味について、80年代以降の当事者の権利運動の変遷を踏まえて考察する。また、日本国内で用いられる「売買春」や「風俗嬢」といった用語との比較も行う。2章では、性風俗廃止論とセックスワーク論双方の主張を考察し、「性を取引の対象とすること」についてどのように考え、議論されてきたのかについて整理する。3章ではセックスワーカーが抱える様々な困難について具体的に検討し、それらの根底にあるセックスワーカーに対するステigmaとその問題について明らかにする。4章ではセックスワークをめぐる法体系について日本と諸外国との比較を行い、5章では法と当事者支援の観点から、今後日本で行われるべき施策について検討する。性のあり方が多様なように、セックス・ワークの現実も多様であると考える。セックスワーカーが社会的に孤立することなく、自分らしく生きられる社会の実現のため今後求められる施策について、諸外国の施策と比較することにより考察を深めていきたい。

## 1. 社会の中のセックスワーク

### 1. 1 「セックスワーカー」とは誰か

本節では、「セックスワーカー (Sex Worker)」という用語の定義と成り立ちを確認し、その他の性的サービスを提供する者を表す様々な呼称とどのような違いがあるのか検討する。

セックスワーカーの定義について、桃河は「自分自身の行為・外見・イメージなどを、他人の性的欲望の対償として売ることを仕事としている人」としており、奴隸や人身売買といったシステムに含まれる売春と、仕事としての売春を区別することを目指す当事者側の意識から生まれた言葉であると指摘している(桃河,1997:53)。

アムネスティ・インターナショナルは、「セックスワーカー」とはすべてのジェンダーの成人(18歳以上)で、定期または不定期に金銭や物品と引き換えに同意に基づく性サービスを

提供する人を指すものと定義している。また、「セックスワーク」という言葉についても、成人が同意の上で商業的性行為に従事している状況を示すために使用されるものとし、脅迫、実力行使、詐欺、権限の乱用など、同意がない場合は人権侵害であり犯罪とみなされねばならないとしている<sup>1</sup>。

「セックスワーク (Sex Work)」は、1980 年にアメリカの活動家キャロル・リーによって提唱された用語である<sup>2</sup>。それまでアメリカで一般的に用いられてきたのは「性産業 (Sex Industry)」という呼称だが、これは性風俗産業<sup>3</sup>において性的サービスを提供する人々の実情を不可視化し、利用者に提供する性的行為と提供する人間がどちらも「消費するもの」であるというイメージを強化するものであった。これに対してリーは、性風俗産業において性的サービスを提供するという行為は労働であり、そこに従事する人々は労働者であるとし、従事者の存在の可視化と権利保護の必要性を主張した。また、1987 年にはアメリカでセックスワーカーの体験や手記をまとめた“Sex Work :Writings by Women in the Industry”という書籍が出版され、“性風俗産業の従事者には暴力や犯罪から身を守る権利がある”という意味も含まれる「セックスワーク」概念の必要性を提唱した。この書籍は、世界各地で性風俗に関する議論が展開される中で、当事者中心の「セックスワーク」とその権利の主体である「セックスワーカー」という言葉が浸透するきっかけとなった。

“Sex Work :Writings by Women in the Industry”の邦訳版として、1993 年に『セックス・ワーク 性産業に携わる女性たちの声』が出版されたことをきっかけに、日本国内でも「セックスワーク」という概念が広まっていった。それまで日本の性風俗産業におけるサービスを提供する側の呼称や定義は、性風俗の形態が多様化するのに合わせて当事者が自身の従事する業種形態を的確に示したり、性風俗に対する差別意識とそれを打開するための方法と密接に関わりながら様々に変遷していった。例えば、性風俗全般を指す言葉として従来から用いられている「売春」「売買春」という言葉は、「春」という語句が性的行為を指すものとして用いられているが、それにより行為内容が抽象化され、強制的に性風俗に従事させられている人々の現実を表現するには不適切であるという批判があった。また、売春防止法の影響から、「売春」は性交を伴う違法行為であるというイメージが強く、風営法に規定される業種や自治体の許可を得て営業している店に従事している人々の中には、自らの行為を「売春」と呼ぶことに違和感を覚える人も少なくなかったという（要・水島,2005）。それに代わって 1990 年代から国内で浸透しはじめた「セックスワーカー」という呼称は、人身取引や管理売買といった犯罪や暴力を想起させる「売春」のイメージを開拓することや、性風俗営業を労働と認め、行為者の自由意志や労働の権利を主張するために広く用いられたこととなった。また、同年代には「セックスワーカー」に並び「風俗嬢」という呼称も用いら

---

<sup>1</sup> アムネスティ・インターナショナル,2016,『セックスワーカーの人権を尊重し、保護し、実現する国家の責務に関するポリシー』

[https://www.amnesty.or.jp/news/pdf/SWPpolicy\\_201605.pdf](https://www.amnesty.or.jp/news/pdf/SWPpolicy_201605.pdf)

<sup>2</sup> NSW, Global Network of Sex Work Projects, 「Carol Leigh coins the term “sex work”」  
<https://nswp.org/timeline/carol-leigh-coins-the-term-sex-work>

<sup>3</sup> 本論文では、「性風俗産業」及び「性風俗」という言葉を、ソープランドやデリヘルなど、「性的サービスを提供する事業全般」を包括した言葉として用いる。

れ始めた。これもまた、自身の行為を「売春」と呼ぶことに抵抗感がある当事者にとっては親近感を持って用いることができる言葉であった。しかし、「風俗嬢」は主に女性の労働者のみを指す言葉として用いられ、男性のセックスワーカーをはじめとする多様なセクシュアリティの人々やAV産業に従事する人々が弾かれてしまうため、性風俗に関する議論の中では主に「セックスワーク」が用いられている<sup>4</sup>。

一方で、性風俗のサービスを受ける・買う側を指す言葉として従来使用されてきた呼び名は主に「買春者」であったが、この言葉は1970年代に日本人が団体ツアーの一環として海外の性風俗を利用する「買春ツアー」が問題視された際に浸透し、性風俗を従事者の人権侵害と考える点で、用語自体に性風俗に対する批判的なニュアンスが含まれていると指摘されている。しかし、1990年代には、セックスワークに関する議論が活発化する中で性風俗を利用することに対する価値中立的な議論が生まれ、性風俗の研究や議論において、「買春者」の代わりに「性風俗利用者」といった言葉が用いられるようになつた（田中,2016:44）。

## 1. 2 80年代以降の権利運動の変遷

本節では、「セックスワーク」概念が世間に浸透する背景にある、当事者の権利運動の変遷について検討する。

「セックスワーク」という言葉が生まれた1980年代から、西ヨーロッパと東南アジアを皮切りに世界各地でセックスワーカーの当事者運動が組織化されていった。当事者の運動が盛んになった背景には、男女間だけでなく女性の間にも影響を及ぼす経済格差、社会格差といった権力構造を開拓しようとする動きがあった（青山,2018:145-148）。

また、セックスワーカーの権利保障を求め、タイでは1985年にEMPOWERというセックスワーカー支援団体が組織され、当事者の権利運動の先頭に立ってきた。EMPOWERは、創設直後から一貫して、セックスワーカーの権利について、音楽や劇などのポップカルチャーを通じて啓発活動を行ってきた<sup>5</sup>。また同年には売春婦の権利国際委員会(ICPR)によって「売春婦の権利世界憲章」の制定といった動きもみられた。1990年には、それまで各地域で個別に活動していたセックスワーカーの人権活動家がネットワークを作り、スコットランドを拠点にNSWP（Global Network of Sex Work Projects）が立ち上がるなど、セックスワーカーの権利侵害に対し各地で連帯しながら抗議運動を行ったり、共同で調査研究を実施したりする等の活動が広まっていった。これらの運動に共通しているのは、「性風俗につきまとうステigmaを払拭するため、労働としての側面に注目し、当事者の権利を保障する」というスタンスであった。

このようにセックスワーカーの権利運動が国際的に活発化した大きな理由の一つには、1980年代のHIV/AIDSの出現が挙げられる。世界中で様々なHIV感染対策が模索された

<sup>4</sup> 男性のセックスワーカーには「ウリ（売り）専」等と呼ばれる主に男性利用者向けの従事者や、ポルノグラフィの男優も含まれる（田中,2016:43）。

<sup>5</sup> EMPOWER, 「=- Empower Foundation =-」(2022.12.22)

[http://www.empowerfoundation.org/education\\_en.html](http://www.empowerfoundation.org/education_en.html)

当初、男性同性愛者やセックスワーカーは、HIV 感染の可能性が高いとされ、「ハイリスク集団」と呼称されるようになった。これは、HIV の出現以前からすでに社会の中に存在していたマイノリティに対する差別や偏見によって、カミングアウトが困難なために医療機関などで自分の生活に即した健康のための情報にアクセスすることができなかったり、世間のステigmaを内面化してしまった結果社会的に孤立し、適切な予防行動を取りにくくななどといったリスクにさらされる集団という意味を持っていた（桃河,2018:15-16）。しかしその呼称は後に「HIV 感染を広げる張本人」というステigmaにも繋がり、男性同性愛者やセックスワーカー等への差別と偏見を助長する結果となった。これに対し、当事者は自助グループやネットワークを形成し、そのリスクの原因を明らかにした上で、感染リスクを軽減させる安全な労働環境の獲得と労働者の権利保障の必要性を訴えた。セックスワーカーの人権獲得の運動は HIV/AIDS の時代以前から存在していたが、80 年代以降に見られる HIV/AIDS をきっかけとした当事者の活動は、労働の権利だけでなく、健康への権利と生きる権利という人権の主体であろうという新たなアプローチでもあったと指摘されている（青山,2018:145-154）。

このような当事者運動の興隆の影響を受けた国連機関や国際 NGO などは、HIV 感染予防に当事者のエンパワメントが不可欠だという姿勢を示し、セックスワーカー権利運動団体の主張や関係研究者の調査研究を取り入れるようになり、暴力と搾取を防止するための実践的な対策を打ち出すようになった（青山,2018:150-152）。しかし、売買春を犯罪とみなす国が多い状況では当事者の参画が困難であるとして、セックスワーク概念を基盤として「非犯罪化」を目指す運動が活発化していった。2015 年には、アムネスティ・インターナショナルがいち早くセックスワークの非犯罪化を支持する組織決定を行い、セックスワーカーの権利を保護し、尊重し、実現すべきだと主張した<sup>6</sup>。また、セックスワークが犯罪化されていることにより、警察の保護が受けられなかったり、適切な保健サービスへのアクセスが阻まれたりする事態を招くなど、セックスワークを取り締まる法制度がかえってセックスワーカーの安全を脅かしている現状があることを指摘し、各政府に対し暴力、搾取、強制からの保護や、適切な医療や教育を受ける機会、雇用の選択肢の保障を呼びかけた<sup>7</sup>。非犯罪化は当事者の権利運動が活発化してから今日までの共通の理想であり、他の労働と同じように適切な労働条件のもとで、適切な対価を受けて安全に従事することができる権利の獲得が求められている。当事者にとっての「セックスワーク」という概念は、当事者がより健康に、より安全に働き、柔軟な人生の選択を行える基盤を築いていこうという理想を反映したものとして受け入れられていったと言える。

---

<sup>6</sup> アムネスティ・インターナショナル,2016,『セックスワーカーの人権を尊重し、保護し、実現する国家の責務に関するポリシー』

[https://www.amnesty.or.jp/news/pdf/SWpolicy\\_201605.pdf](https://www.amnesty.or.jp/news/pdf/SWpolicy_201605.pdf) (2022.12.22)

<sup>7</sup> アムネスティ・インターナショナル,2016,「【Q&A】セックスワーカーの人権を擁護する方針について」[https://www.amnesty.or.jp/news/2016/0526\\_6062.html#](https://www.amnesty.or.jp/news/2016/0526_6062.html#) (2022.12.22)

## 2. 日本におけるセックスワーク論の展開

1990年代から「セックスワーク」という言葉が国内にも浸透しはじめたことをきっかけに、社会学者やフェミニストなどの非当事者を中心にセックスワークの是非をめぐる議論が盛んに行われるようになった。セックスワーカーは女性が多く利用者は男性が多いという現状が様々な社会格差やジェンダー不平等などの構造的問題を反映したものであるという見解が国内外で共通認識となっている上で、セックスワークは2つの視点から議論されてきた。1つは、性風俗はそれ自体が性的搾取であり廃絶されるべきであるとする廃止論、もう1つは性風俗業界に従事する女性たちを「被害者」ではなく「労働者」と位置づけるセックスワーク論である。これらは両者ともに、性風俗やその周辺の諸問題を通じ日本における性道徳や社会規範が再考され、性風俗をどのように認識し、そこで従事している人々をどのような存在として捉え、どのような権利を保障するのかといった点において、様々な議論が展開された。本節では、前章で述べたセックスワーカーの権利運動の背景を踏まえ、「セックスワーク」という概念が生まれてから日本国内においてセックスワークがどのように議論されてきたのか検討する。

### 2. 1 性的搾取としての性風俗批判

性風俗の廃絶を求める廃止論においては、「性」を売買の対償にする行為は性的搾取・性暴力であるとし、そこに従事する人は何らかの社会の強制力によって「性を売らされている」と考える立場をとる。したがってそこには「セックスワーク」という概念は存在せず、セックスワーカーという権利主体も存在し得ないため「セックスワーク」という言葉は用いられない（東,2018:133-134）。

「性風俗に従事すること」が性暴力や性的搾取と同次元に語られることが多い背景の一つには、1970年代から90年代にかけて「慰安婦」や「買春ツアー」などの問題によって明らかになった性風俗の強制性や搾取性から、性風俗従事者が「搾取される弱者」と考えられる側面が強くなったことが考えられる（田中,2016:98）。「買春」が問題視されたことで、売買春は単なる倫理観や性道徳の問題ではなく、家父長制やジェンダー不平等といった様々な外部要因からなる構造的な問題であることが理解されるようになった。性風俗そのものが差別や偏見の対象となっている社会において、性風俗の中に「性暴力」という別の問題を組み込み議論を展開することは容易ではなかったと指摘されている（田中,2011:89）。性風俗従事者が直面しうる暴力や搾取が可視化され、既存の性風俗のシステムの問題について批判的に検討されたことは、当事者の苦悩を明らかにする上で重要な基盤となったと言える。杉田（1995）は、売買春について第一に問われるべきは「買春」に含まれる男権主義的なセクシュアリティであるとし、性的侵害・性的拘束を模したサービスの売買も含まれる売買春は「性的対象として支配可能なモノ」という女性認識の再生産に繋がると批判した。また、現状ではいかに女性の性的自己決定の尊重がうたわれたとしても、社会において現在の男性優位な性支配システムの力は根強く、女性がそれに取り込まれる事態が容易に起こり

うる社会構造を問題視した上で、その中で性風俗従事者をはじめとする女性の性的な自己決定が何の囚われもなしに可能であるためには、男権制からの女性の解放が実現しなければならないと、性風俗従事者を含む女性の自己決定に組み込まれる社会的な強制力の可能性を指摘した（杉田,1995:180-182）。これに対し江原（1995）は、すべての売春が何かしらの強制の結果であると言いかることは、「女性は社会的弱者であり、ゆえにこの社会では完全に自由な行為などありえない」という考えを前提としたものであり、より良い生活するために自由意思でより支払のいい職業を求める行為ですら強制の結果とされてしまう危うさがあると指摘した。江原は、実際に女性が社会的に弱い立場に置かれやすいことは事実であり、性風俗に従事する当事者の自己決定の中に含まれる社会の抑圧や強制の可能性を完全に否定することはできないとした上で、人々の行動選択において完全な自由/不自由はありえず、性風俗従事者の主張する自由は本当の自由か否かという言明を明確に立証することは困難であると述べている（江原,1995:180-181）。

また、性風俗の是非は、他の社会問題を通して語られ批判対象となることがあった。特に1990年代以降は、性風俗業界に従事する人の多くは女性であり利用者の多くは男性であるというジエンダーの非対称性に着目し、性風俗を性的搾取の一つの具現と捉え、女性が性的に消費されることを問題とした「性の商品化」論の枠組みで語られる動きが見られた。「性の商品化」とは、女性が性的な対象、あるいは商品として見られ、女性の性が貨幣交換の対象となることで、女性差別が再生産される仕組みを問題化するために生まれた概念であり、売買春はその主たる例であるとされた（要,2018:30-45）。菊池（2015）は、性の商品化論争は、それまで社会科学の対象として十分に論じられることの少なかった売買春の問題について、その問題の意味づけにまで掘り下げて考える端緒を開いたと述べている。この議論においては、「性風俗や性の商品化は女性の人権の問題である」という認識を基盤とし、性の商品化そのものは是非だけでなく自由意志での売春と強制売春の線引きについても議論された。これらの議論は、性風俗を女性全体に対する性差別と考えるか、性風俗従事者の性的搾取と考えるかという違いはあったが、性風俗の是非を議論する争点が「自由意志か強制か」に集中していた点で共通していた（田中,2016:99）。他方で、この論争はあくまで「性の商品化」そのものは是非を巡って中心的に議論するものであり、性風俗はその一例に過ぎなかったため、性風俗に含まれる諸問題について具体的に分析することにおいては不十分だったと指摘されている（菊池,2010）。

また、「性の商品化」論争における性風俗批判の中では非当事者が中心となって議論が展開され、性風俗に従事する当事者の声が不可視化されていたために、従事者自身が「性風俗とはなにか」「何を売るのか」を定義する権利が十分に認められてこなかった。さらに、廃止論や「性の商品化」論争における性風俗批判の議論の中では、従事者の性的自己決定権は「当事者が性風俗に従事するか否かを選択する権利」を中心に語られる場合が多かった。それにより、性風俗の中で起こりうる性暴力や性的搾取の原因と責任が、当事者の「性風俗に従事することを選択したこと」に帰され、それ以後の行為のすべての責任を担うものとみなされてしまう危険性や、当事者に対する性暴力を不可視化する危険性を内包していたと批判されている（田中,2016:99-100）。

## 2. 2 労働としての性風俗

セックスワーク論は、性風俗自体が人権侵害なのではなく、従事者の安全が十分に確保できない労働環境や法的立場の不安定さが労働者としての性の健康と権利の侵害を引き起こしており、他の産業と同じように、従事者を労働者として法的に権利を保障することで、搾取や性暴力をなくしていくべきだという主張である。1990年代半ばの「性の商品化」論争や、性風俗を性的搾取の象徴として批判する廃止論の立場では、性風俗産業の問題の中でも性暴力や女性の人権侵害について中心に取り上げられ、また「自由/強制」の二分法で当事者の権利や性風俗産業の是非が議論されてきた。しかし、当事者不在の議論では、当事者の声が聞き入れられず、議論の目的が見えないことが批判された。このことを受け、廃止論と対の立場を取るセックスワーク論においては、性風俗の議論に当事者たちの声を反映し、性風俗のステイグマを払拭することが試みられるようになり、当事者の主張や実態調査が公表され始めた。その代表的な例のひとつである要友紀子、水島希による『風俗嬢意識調査』

(2005)は、性風俗の非犯罪化運動に関わってきた著者が、性風俗に従事する当事者が不在のまま展開される議論に問題を感じ、126人の性風俗従事者に意識調査を行ったものである。また、田崎(1997)は、世界各地の当事者運動を分析し、彼らの主張が社会理論や社会運動の中でどのように捉えうるかを探った。その上で、プロスティテュート(売春者)の権利を労働権として認め、当事者の主体性を尊重することの必要性を論じている。セックスワーク論に見られる、性風俗のすべてが強制というわけではなく、性暴力を性風俗に従事することの必然とみなすべきではないという主張は、前節で紹介した廃止論をはじめとする性風俗批判に対する反論として生まれている。川畠(1995)は、性風俗従事者に対する性暴力の原因は性風俗への無理解や被害を受けた際に訴えることも難しい状況等の社会的要因であり、性風俗そのものが本来性暴力を前提としたものではないことを指摘している(川畠,1995:124-148)。

セックスワーク論が「暴力防止を含む労働環境の改善」という目標と「性風俗従事者の権利」という概念を性風俗の議論に持ち込んだことによって、自由意思による性風俗従事者に対する性暴力の実態が不可視化・矮小化されることなく、具体的に議論に反映されるようになった。また、従事者が体験した権利侵害や性暴力の実例を軸に議論を開くようになったことにより、当事者の多様な背景が不可視化されることを回避しながら概念化されていたという点で意義があると指摘されている(田中,2016:110)。

一方で、当事者が自由意志で「性風俗に従事した」という決定や性風俗に従事する権利主張、またそのインパクトのみが強調されると、様々な背景から性風俗に従事する以外の選択肢がなかった当事者の抱える課題や、そこに内包される社会格差の構造的問題が不可視化される場合がある(田中 2016:110-111)。特に、青山(2008)は「当人がみずから参加したのでない性取引、当人の望まない性行為、拷問や虐待にあたる行為は、セックスワークと認めていない」とし、セックスワークを「労働」と捉える場合と「性的奴隸状態」と捉える場合を明確に区別する必要性を論じた(青山・中里見他,2008: 7)。これはセックスワーク論を支持する立場の中でも共通認識となっている。これに対し角田(2013)は、セックスワーク論の前史である強制売春と自由売春の区別議論の中でも、明白な人身取引のような場合を除いてはっきりとした線引きが十分にできなかつたことを踏まえ、「みずから参加した」と

いう場合や「当人が望まない」の内容をどのように考えるのかは議論の余地が残ると指摘した（角田,2013:246-250）。また、性風俗を「労働」と認識し自由意志で従事しているセックスワーカーも、暴力や搾取の被害に遭い心に傷を負った場合、そのワーカーにとって性風俗は単なる「労働」とは言えなくなる。このように、性風俗を「労働」とみなす場合と「性的奴隸状態」とみなす場合は必ずしも相対するものではなく、なだらかに繋がっており、ある条件のもとで労働から奴隸状態に追いやられる可能性もあるため、双方の区別の難しさが指摘されている（小川,2019:41-42）。

本章では、性風俗をめぐる議論を廃止論とセックスワーク論に分け、それぞれがどのような文脈で語られ、議論されてきたかを整理した。この議論は、「性的な取引」の中心にいる女性の権利保障の問題であり、全体を通して共通しているのは、性風俗を労働と捉えるか否かに関わらず、当事者が受ける暴力や人権侵害を未然に防ぐ施策を求めていた点であった。また、青山（2011）は性風俗における「自由意志/強制」や「労働/性的奴隸状態」の区別について、当事者を取り巻く様々な環境によって多様に変化しうることを前提に、どのような条件になった時に労働が奴隸状態に変わらるのかを明らかにして注意を喚起することが必要であると指摘している（青山 2011: 149）。

性風俗をめぐる議論は未だ対立が続くが、性風俗を当事者不在のまま単純な善悪二項対立構造の中で語ることは、現場のセックスワーカーが抱えている問題の打開策を提示することには繋がりにくく、議論が硬直化する原因にもなると指摘されている（水島,2008: 32）。また、今日のセックスワーク論は「自由意志の壳春」の存在を前提に新たに構築された論理であるが、これまで批判してきた強制壳春の存在がなくなったとは考えにくく、当事者を取り巻く苦悩や性風俗産業の基盤にある男性優位社会の問題についても引き続き批判的に検討することが必要となるだろう。しかし、セックスワーカーであるというアイデンティティを持ち性風俗産業に従事し、生計を立てる人々が一定数いるという事実がある以上は、当事者が健康的で安全に働くことができる権利を保護する枠組みをつくることもまた必要不可欠であると考える。今後は現代のセックスワークの形態が多様であり、同様にセックスワーカーの置かれる状況やニーズも多様であることを認識し、性風俗の是非という大きな枠組みにとどまらず、「誰」の「何」が人権問題なのかを具体的に検討し、当事者一人ひとりの直面しうる暴力やニーズを汲み取っていく必要がある。

### 3. セックスワーカーを取り巻く現状と課題

#### 3. 1 セックスワーカーを取り巻く現状と課題

本章では、セックスワーカーが置かれている現状と諸問題について健康問題、性暴力、福祉制度の3つの視点から具体的に検討する。さらに、コロナ禍で困窮するセックスワーカーの現状や行政の対応と、これらの問題に共通して存在する性風俗産業に対する差別やステ

イグマについても検討する。

### 3. 1. 1 健康問題

性感染症の罹患をはじめとする健康問題は、セックスワーカーにとって最も大きな関心事の一つである。実際に、粘膜や体液接触を伴う性サービスを避けることが難しいセックスワーカーにとって、性感染症に対する疑問や不安は一般的な予防やアドバイスでは解決できない場合が多い。UNAIDS<sup>8</sup>によると、2019年時点で、世界の成人の新規HIV感染者のうち約8%がすべてのジェンダーのセックスワーカーで占められており、女性に限定して見ると、セックスワーカーの女性のHIV感染リスクは一般女性よりも約30倍高いという。また、セックスワーカーの32.8%は自らのHIV感染を知らず、HIV予防サービスへ十分にアクセスすることができない者が多いという問題を指摘している。セックスワーカーがHIV予防のための保険サービスにアクセスできない理由として、性風俗に従事していることを周囲に打ち明けることができない状況にある場合や、定期的に検査費用を負担することが難しい経済状況にある場合等が考えられる。また、病院で性感染症の検査をしてもらえなかったり、医師から早く性風俗を辞めるよう諭されたりするなどの職業差別を経験しているセックスワーカーも存在しており（要・水島,2005）、公的機関の支援を受けることを躊躇させる原因となっていると考えられる。

また、性風俗において性交類似行為サービスを提供する際にコンドームなどの避妊具の使用を希望したにも関わらず使用できない場合があることも原因の一つと考えられる（東,2012）。これは、妊娠や性感染症のリスクを伴う性的行為が店の「サービス」として高い需要を得ていることから、店側が避妊具の着用を禁止していたり、利用者が避妊具の不使用を望んだ際にセックスワーカーがそれを拒否しづらい等といった労働環境の原因が考えられる（要・水島,2005）。また、日本における性風俗店がセックスワーカーのセクシュアルヘルスのための対策を立てなくとも、公安委員会に届け出を出せば開業することができるという状態にあることや、新人講習で体液・粘膜接触を伴うサービスや生ホンバン（コンドーム未装着の状態で性器を挿入すること）の性被害に会いやすくなるようなサービスの仕方を教えられるなど、店側がワーカーに対し適切な指導を行わないまま従事させている場合があることも原因のひとつであると指摘されている（要,2018:160-173）。さらに、東の調査（2012）によると、セックスワーカーが性交類似行為において避妊具を着用しなかった理由として「コンドームを使う必要のないサービスだったから」が81%と最多となっており、性風俗店の意識や規則だけでなく、性感染症についての一般的な知識や意識も避妊具の不使用に影響していると言える。さらに、日本では膣ペニスを挿入するホンバン行為を公的にサービスとして提供することは法律上禁止されているため、店にコンドームが常備されていることが違法な性的行為をサービスとして提供している証拠として取り上げられるおそれがあり、そのリスク回避のために店が避妊具を提供しなかったり、避妊行為の有無がセックスワーカー個人に委ねられる場合がある。

<sup>8</sup> UNAIDS, 2020 「Global AIDS Update — Seizing the moment 」 UNAIDS  
[https://www.unaids.org/sites/default/files/media\\_asset/2020\\_global-aids-report\\_en.pdf](https://www.unaids.org/sites/default/files/media_asset/2020_global-aids-report_en.pdf)

また、装着型の避妊具使用が禁止されることがある一方で、避妊のため当事者がピルの常用を余儀なくされたり、月経をコントロールする目的で従業員からピルの服用を強制されたりする場合がある（桃河,1997）。ピルは避妊目的ではコンドームよりも効果が高いが、一方で性感染症の予防にはならない。そのため、セックスワーカーは避妊方法・性感染症予防を自ら選択し、決定する当事者の権利が侵害されやすい上、結果として性感染症の危険にさらされていることを指摘している（田中,2016:140-152）。

日本では労働者の健康と安全を守るための行政の指導や店側の義務もないため、セックスワーカーにおける安全な労働のためのガイドラインを作り、風俗店に徹底させるような強制力の高い行政改革が行われない限り改善は難しい。このような問題に対し、海外では具体的な取り組みがなされているのか見ていきたい。オーストラリアのニューサウスウェールズ州では州政府レベルでのバックアップが敷かれており、規範としてのセーフアーセックスの周知、コンドームなど安全性確保のための装備の普及、セックスワーカーコミュニティ主導型の健康増進及び当事者ベースの現場介入が行われている。結果として、ニューサウスウェールズ州のセックスワーカーは、HIV・性感染症の感染率が移住労働者のセックスワーカーも含めて世界で最も低いという結果が示されている（要,2018:160-173）。

続いて、性の健康についての国際機関の指針を確認したい。女性差別撤廃条約 12 条は、すべての女性の健康への権利を保証することを締約国の義務であるとしており、国連の女性差別撤廃委員会は、12 条に関する一般勧告第 24 号<sup>9</sup>において、売春に関わっている女性をはじめとする、社会的に不利な立場に置かれた女性の健康にかかる権利の保障を締約国に求めている。また、勧告第 24 条は、性感染症に感染するリスクが女性の方が高いという問題があること、健康に影響を及ぼすさまざまな形態の暴力にさらされるおそれがあること、売春に関わっている女性が性感染症に対して特に脆弱であることを指摘している。その上で、すべての人々に HIV 予防や、性と生殖に関する保健サービスへのアクセスを保障する必要があることを訴えている。

### 3. 1. 2 性暴力

本項ではセックスワーカーに対する性暴力の様相を整理し、性風俗と性暴力の関係性を分析する。性風俗産業の中で起きる性暴力は注目を浴びにくいか、UNAIDS の調査では、セックスワーカーであるという理由で生涯に少なくとも 1 回は暴行または虐待された経験がある成人の女性セックスワーカーの割合は 45%~75%に及ぶというデータが示されている<sup>10</sup>。

<sup>9</sup> 女性差別撤廃委員会「女子差別撤廃委員会による一般勧告（内閣府仮訳）一般勧告第 24 号（第 20 回会期,1999 年）」33-38

[https://www.gender.go.jp/international/int\\_kaigi/int\\_teppei/pdf/kankoku1-25.pdf](https://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppei/pdf/kankoku1-25.pdf)  
(2022.12.22)

<sup>10</sup> UNAIDS,2021,『人権ファクトシートシリーズ HIV とセックスワーカー』[https://api-net.jfap.or.jp/status/world/pdf/UNAIDS\\_FactSheetSeries\\_5.pdf](https://api-net.jfap.or.jp/status/world/pdf/UNAIDS_FactSheetSeries_5.pdf) (2022.12.22)

セックスワーカーに対する性暴力には、ワーカー自身の意思に関わらずそれ自体が「サービス」として労働環境の中に組み込まれるために不可視化されるものがある。前項で述べたように、妊娠や性感染症のリスクを伴う性的行為が「サービス」の一環として強制されるために、ワーカー自身が避妊具の使用を求める場合でも認められないケースがある。それ故に、利用者によって生ホンバンやリスクの高い過剰な性的行為などをサービスとして強要されることがある。このことからも、性風俗店の規則やシステム自体が性暴力の危険性を内包している、従事者の健康を保障するルールが明文化されていないために利用者が避妊具の使用を拒否したりする形で性暴力が行使されていると言える。

性風俗当事者（うち 87% がデリヘル等の無店舗型に従事している人）を対象とした東の調査（2012）<sup>11</sup>によると、「自分がしてほしくない性行為をされた・させられた」は 42.1%、「相手の望む性行為に応じなかったら、相手が不機嫌になった」は 60.5% となっている。また、見下された態度を取られたという人は 41.5% となっており、セックスワーカーに直接的に向けられる誹謗中傷や性的偏見が身体的な暴力にもつながっている可能性が考えられる。また、利用者による盗撮も、当事者から多く語られる性暴力の一つである。しかし、現行法では盗撮罪という罪はないため、各自治体の迷惑防止条例違反で訴えるか、あるいは盗撮された動画や写真が流出する等の被害が生じた場合、名誉毀損罪やリベンジポルノ被害防止法（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律）等で告訴、告発することになる。しかし、迷惑防止条例の適用範囲は地域によって差があり、被害にあった地域の条例によっては、駅や電車など公共の場所での盗撮しか適用されない地域もあるなどの課題がある。東京都の迷惑防止条例も、2018 年に適用となる盗撮場所の範囲がカラオケボックスやホテル等にも拡大されたばかりであり、今後は犯罪抑止のため、さらに範囲や条件の拡大が必要であると考えられる<sup>12</sup>。

これらの性暴力を防ぐことが難しい原因には、1999 年以降の風営法改正が関係している。風営法が改正される以前は、店舗型風俗店が多く存在し、プレイルームのすぐそばに男性従業員が待機し、何かあればすぐに周囲に助けを求めることができたため、比較的性暴力が起きにくい労働環境であった。しかし 1999 年の改正風営法施行による派遣型風俗店の合法化以降、店舗型風俗店は新規開店することが困難となった。また、2005 年のさらなる風営法改正により、違反業者への罰則の強化、開業のための規制厳格化などが盛り込まれ、関東を中心に店舗型風俗店の大規模な摘発が行われ店舗型の性風俗店が激減したことを受け、無店舗型であるデリヘルが最もメジャーな性風俗産業となった。

デリヘルは、利用者から依頼を受け、利用者の自宅やホテルに直接セックスワーカーが派遣され性的サービスの提供を行う業種である。デリヘルをはじめとする無店舗型の性風俗

<sup>11</sup> 東優子,2012,「個別施策層（とくに性風俗に係る人々・移住労働者）の HIV 感染予防対策とその介入効果に関する研究」『平成 23 年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業 総合研究』

<sup>12</sup> 警視庁, 「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例  
(昭和 37 年 10 月 11 日東京都条例第 103 号)」

[https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/about\\_mpd/keiyaku\\_horei\\_kohyo/horei\\_jorei/meiwaku\\_jorei\\_kaisei.files/jyourei.pdf](https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/about_mpd/keiyaku_horei_kohyo/horei_jorei/meiwaku_jorei_kaisei.files/jyourei.pdf) (2022.12.22)

店のメジャー化により、多くのセックスワーカーが周囲に助けを求めることが難しい密室で働くかなければならなくなつたため、性暴力のリスクが増幅したと指摘されている（要,2018:170-171）。無店舗型の性風俗店では、店舗型のようにワーカーと利用者が出会う前にスタッフ等の第三者によって行われる契約やサービスの説明もないためワーカーが利用者に直接説明し、そのルールに従わせる必要がある。また、身の危険を感じた際には自力でその場から逃げ出さなければならない。しかし、セックスワーカー自身が利用者と一対一で交渉する力を持てない状況にあつたり、利用者に抵抗することができなかつたりする場合、利用者の過剰な要求も受け入れざるをえない状況へと追いやられてしまう可能性が指摘されている（田中,2016:154-156）。

また、性風俗店ではサービスの内容ごとに対価が決められており、その相場は店や個人によって変動することがある。セックスワーカーが個人でサービスとして提供するものや、またそれらのサービスの対価を決めるというシステムの不確かさが性暴力を是認する道具として利用される場合がある。セックスワーカーにも対価という「利益」があることを理由に、たとえ暴力性を孕んだ過剰な要求だとしても、「セックスワーカーが自由意志で交渉した」「利用者を誘った」証拠として利用されることもある。また、対価をもって性的行為を強要することが許されるのは、その対価が「慰謝料」や「権利保証」としての機能を果たしているからとも指摘される。この文脈において、セックスワーカーが性暴力を拒否したり訴えたりすることは、利用者からはすでに行行為に対する対価を支払っているのにも関わらず性暴力を受けたとクレームをつけられることであるとみなされ、セックスワーカー側の「不当な行為」とみなされることがある。主に性風俗においてセックスワーカーに支払われる「対価」とは、金銭や物品であることが多い。その対価を受け取るということが、リスクを孕む行為に同意した上で取引が成立しているものとして受け止められやすく、一度対価を払ったという事実が性暴力加害を否定する証拠と考えられてしまう場合がある（田中,2016:182-184）。これらの行為はセックスワーカーにとって恐怖や嫌悪感を抱かせるものであるが、このような暴力行為を常習的に受けているにも関わらず、様々な事情により性風俗に従事することで得られる対価を優先し、セックスワーカーとして従事し続けることを選択する当事者も少なくない。これにより当事者が何かしらの「利益」を得ていると捉えられ、性暴力の訴えにくさや周囲の無理解が生じる可能性が指摘されている（田中,2016:146-149）。

また、性暴力が起きた際、加害者が求めた行為がセックスワーカーの希望や勧誘によって成立したという主張により、性暴力の問題が矮小化される場合がある。これは、セックスワーカーは従事する中で利用者の要望に応じ、様々な役割や感情を要求されるためであると考えられる。利用者を癒やすための会話や気遣いだけでなく、性風俗利用者の前では性的行為を好んでいるように演じなければならない場合もある。さらに、利用者がセックスワーカーに対して望むイメージを損なわないために、「性的行為が好きで従事している」「楽しくてやっている」など、自身が性風俗に従事する背景や動機を隠すことで感情をコントロールしなくてはならないこともある。このようなセックスワーカーの感情労働は当事者に精神的負担をかけるだけでなく、性暴力や過剰な要求がセックスワーカーの望んだ行為のように考えられてしまうおそれがある。また、それにより性暴力だけでなく、従事している中で起きるすべての責任がセックスワーカーに向けられやすくなる危険性を孕んでいると指摘されている（田中,2016:192）。

### 3. 1. 3 セーフティネットとしての性風俗

本項では、セックスワーカーが社会的に孤立しやすい背景について、セックスワーカーと既存の福祉制度との関係性の観点から具体的に検討する。

セックスワーカーが性風俗に従事する背景は多様であり、年齢やセクシュアリティが問われない広い入り口を持っている。性的行為をサービスとして提供し、その対価として高収入を得ることができる上、従事者の過去や経歴について詳細に開示することが求められない性風俗産業は、自助だけでは生きることが困難だが様々な理由で生活保護などの公助を利用しない(できない)人たちが多く集まるセーフティネットとして機能してきた側面がある(坂爪,2021:91)。

その一方で、性風俗は生涯従事することができるわけではなく、「いつかは辞めざるを得ない職業」である。性風俗は体力を消耗する職業するために若さが重視されやすく、ほとんどのセックスワーカーは40歳前後で引退を余儀なくされ、セックスワーカーとしてのキャリアを終える。セックスワーカーのセカンドキャリア支援を行う一般社団法人 Grow As People (以下、GAP) は、これを「40歳の壁」と呼んでいる(角間,2017:121)。特にセックスワークを本業としている人々は、この壁に直面したとき、履歴書に書くことができる職歴や資格がなく空白となってしまうことからセカンドキャリアを築きにくいという課題を抱えている。また、仕事を辞めたいと考えたときに、自身の経歴や経験を開示しないという当事者の意思に理解を示した上で迎え入れてくれる場所や生活を支えてくれる人が身近におらず、生活保護も頼ることができなかった場合、違法なビジネスなどのより高リスクな手段で生計を立てなければならなくなり、社会的な孤立状態に陥る可能性が指摘されている(角間,2017:40-44)。

「40歳の壁」に加え、セックスワーカーの雇用への復帰を妨げているハードルの一つが税金の申告問題である。セックスワーカーの中には、店から所得証明書を発行してもらい、確定申告を行っている者もいるが、一方でそもそもどの税金をいつから、どのくらいの額を滞納しているのかを把握していない者も多い。税金を支払っていないことを逆手に取り、女性が退店申告をした際、店のスタッフから「税金を申告していなかったことを税務署に通報する」と脅迫されたという相談例も紹介されている(坂爪,2018:208-210)。一方で、税金を支払っていないセックスワーカーに対して店が個人に対しサポートできることは限られている。確定申告とは、1年間の所得に対する納税額を計算して申告し、納税する一連の手続きのことを指すが、セックスワーカーは基本的に個人事業主に分類されるため、個人で確定申告を行う必要がある。逆に確定申告を行わないということは、社会のルールやモラルに反するというだけでなく、行政や福祉の様々な制度との繋がりが絶たれてしまうおそれがある。課税証明書を提出することができなければ、各種手当を受給できなかったり、子供を保育園に入れることも困難になることがある。また、賃貸住宅を契約することや、ローンの支払も困難になるなど、最低限の生活において必要な基盤を維持することが困難になる可能性がある(坂爪,2018:208-210)。こうした税金の問題もまた、セックスワーカーとして働いている最中よりも、性風俗を辞めようと思ったときや辞めた後に顕在化するケースが多い。性風俗はその日の労働の報酬がその日のうちに現金で支払われることが多く、確定申告などを

気にせず従事しているワーカーも少なくない。税金を支払わずに済むということは、経済的に困窮し、少しでも多くのお金が欲しいといった目的で性風俗に従事しているワーカーにとってはメリットに感じるかもしれない。しかし長期的に見れば、未納期間や滞納期間がながければ長いほど、社会生活を営む上でマイナスの影響が生じてしまうという可能性が考えられる。

性風俗業界が様々な理由で福祉の制度からこぼれ落ちた人々にとってのセーフティネットとして語られるもう一つの理由として、性風俗がハウジングプアの人々の居場所となっているということが考えられる。引っ越しや家賃の支払いが困難な住居の貧困（ハウジングプア）の状況に置かれたセックスワーカーは、公的な支援を申請する際に性風俗を辞めることを前提条件に、施設に入るよう指導されるケースが多いという（坂爪,2018:96-100）。しかし、施設の劣悪な環境や就労の準備が満足にできないことにストレスを感じ、結果として性風俗に出戻りをする場合がある。こうした問題から、福祉制度の中でもハウジングファーストの支援の拡充が叫ばれているが、性風俗産業は、以前から「マンション寮完備」「託児所付き」といった店舗が存在しており、ハウジングプアの人々を支援するハウジングファーストの先駆けとして機能していた。こうした店舗の存在は、住居がなく生活に困窮していたり、DVや虐待などの理由で家族から避難してきた若年女性にとって、仕事・住居・託児のすべてのサービスを享受することができる包括的な支援となりうるという点でセーフティネットの機能を果たしている側面があった。住居や子育て支援の機会を提供したり、店のスタッフがセックスワーカーの相談役となり、困窮した生活を立て直すための施策について当事者の立場に立ち一緒に考えてくれたりする場として機能することで、セックスワーカーにとって性風俗店は単なる就労の場ではなく、社会の居場所として成立しているケースがある。しかし、本来ならばこのような包括的な福祉サービスの提供は行政が担うべき役割であり、現行法で社会的なグレーゾーンに置かれている性風俗産業がそれに代わって既存の福祉制度からこぼれ落ちた人々の受け皿となって支援を提供している現状は、既存の福祉制度の限界を露呈していると言える。また、坂爪は私生活のすべてを性風俗業界に依存することにはリスクがあると指摘する（坂爪,2018:101-102）。もし仕事をやめることになれば、住居や託児先などの生活基盤を一気に失うことで社会的孤立に追いやられるという不安から、仕事を辞めにくくなるためである。前述したとおり、セックスワーカーのほとんどは40歳前後でそのキャリアを終えることから、提供されるマンション寮についても「仮の住まい」に過ぎないと考えられてきた。しかし、それがいつの間にか当事者にとっての「本職」や「安定的な居住空間」になってしまい、他の支援を頼ることができないセックスワーカーによっては生活のすべてを性風俗に依存せざるを得なくなってしまっている現状がある。

生活保護などの公的な福祉制度を利用しないセックスワーカーが少くない理由の一つは、公的機関の福祉制度を利用するためには、所得証明、扶養照会、医師の診断書など、それまでのすべての履歴を書面で可視化することが要求されるためである。生活保護を申請する際も、資力調査や扶養照会により、個人の収入や預貯金、資産、家族関係、就労能力などあらゆる経歴が確認され、「あきらかな貧困状態」にあることを証明しなければならない。また、家族にセックスワーカーであることを隠して従事している当事者の中には、扶養照会等の手続きにより生活保護を申請していることが家族や親族に露呈することに繋がることを恐れ、生活保護を頼ることができない場合もあるという（坂爪,2018:70-78）。

性風俗が広い入口をもつ一方で出口が狭い理由は、セックスワーク自体に職歴、スキル、人とのつながりなどの「次のキャリアにつながるなにか」を生み出す力がないことと、人の過去を開示することが必須とされる社会規範が絡み合い、「普通の経歴」から外れたり経歴を開示できない存在が排除されやすい社会の構造があると指摘されている(角間,2017,137)。性風俗産業は、社会福祉からこぼれ落ちた人々にとってあくまで一時的なセーフティネットであり、長期的かつ安定的に支えることはできない。セックスワーカーの多様性を想定し、当事者がすみやかに「次」にうつることができる支援を拡充すること、そして当事者の経験に関わらず、その選択が尊重される社会の実現が求められる。

### 3. 2 コロナ禍の孤立と職業差別

本節では、新型コロナウイルスのパンデミックがセックスワークに及ぼした影響について検討する。

前節で、性風俗業界は様々な理由で公助を利用できない人たちにとって共助の役割を担っている現状を紹介したが、コロナ禍の度重なる緊急事態宣言の発令において長期間にわたりその機能が停止し、多くのセックスワーカーが経済的・社会的に孤立し、厳しい状況に追い込まれたことで「共助としての性風俗」の脆弱性が露呈する形となった。前述の通り、社会保険や収入証明などの手続き、無申告のリスクなどについて何も知らない、または知らないまま個人事業主として働いているセックスワーカーは少なくない。その結果、新型コロナウイルスのパンデミックのような社会的危機により公的機関の支援を頼らざるを得ない事態が起きると、支援制度や給付金の申請手続きに必要な書類を揃えることもできないまま、出口の見えない生活困窮と社会的孤立の状態に追いやられることになる。セックスワーカーであることが周囲に知られてしまうことや、これまで無申告だったことに対する不安の中で身動きが取れなくなり、本来なら利用できる支援や制度があるのも関わらず「セックスワーカーの自分には利用できない」と思い込み誰にも相談できず、状況を悪化させるケースもあるという。コロナ禍にセックスワーカーの当事者支援を行ってきた坂爪(2021)は、弁護士やソーシャルワーカーとチームになって生活保護等の支援を利用するメリットを解説、推奨しなければ申請に踏み切ることもできないセックスワーカーも多く、当事者にとって公的な支援制度は「繋がりづらいもの」「無縁なもの」と考えられやすいと指摘する(坂爪,2021:47-50)。

また、新型コロナウイルスのパンデミックは、社会の性風俗産業に対する差別を救済制度からの排除という形で可視化した。キャバクラやホストクラブなどの接待を伴う飲食店や、デリヘルやソープランドなどの性風俗店が集う歓楽街は「夜の街」という言葉でカテゴライズされ、濃厚接触が蔓延している空間=コロナの感染拡大やクラスターの発生源として名指しで非難され、世間から苛烈なバッシングを受けた。厚生労働省は、感染拡大防止策として小学校などが臨時休校となり子どもの世話のために仕事を休まざるを得なくなった保護者に対する助成金=「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」を設立した。これは対象となる労働者に有給を取得させた事業主に対し、支払った賃金を支援するというものだが、当初は「性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業を行う事業主は受給するこ

とができない」という条件が盛り込まれ、セックスワーカーや水商売の従事者が除外されていた。これに対し当事者たちが「国による職業差別である」と反発し、性風俗当事者支援団体「SWASH」が中心となり、厚生労働省に条件の見直しを求めて要望書を提出した。その後受給条件が見直され、「風俗業などで働く人たちも休業補償の対象とする」と発表し、方針を転換させた<sup>13</sup>。

一方で、当事者の声が届かなかったケースも存在する。持続化給付金や家賃支援給付金の対象から性風俗事業者が除外され、これに対し関西地方でデリバリーヘルス（派遣型風俗店）を営む会社が、国などに対し給付金の支給や慰謝料の支払いを求め裁判を行った。訴訟の中で原告側は、性風俗事業者を対象外とする給付要件の規定は「特定の職業に対する差別を助長するもので違憲・無効だ」などと主張した。これに対し国側は、性風俗事業は「性を売り物とする本質的に不健全な営業」であり、給付金の支給は国民の理解が得られないと反論していた。裁判所は、2022年6月に「法律で禁止されていない事業であっても、直ちに公的資金を支出して支えることが相当な事業とはならない」と結論づけ、除外規定は「合憲」という判決が下された<sup>14</sup>。

休業補填、持続化給付金双方の署名キャンペーンに携わった坂爪は、それぞれの行政の対応の違いには、世論の性風俗に対する関心の薄さがあったと指摘している（坂爪,2021:119-121）。休業補填ではキャバクラやクラブ等の水商売を含めたすべての風俗営業で働く個人が対象外となり、それゆえに多くの人々の関心が集まった。しかし、持続化給付金で対象外となったのは性風俗関連特集営業の事業者のみであったため、世間の同情や関心はそれほど高まらず、むしろ「支給対象外になって当然」という声も上がった。ここには、水商売と性風俗それぞれの従事者の間に、自身の立場を開示できるレベルの相違があると角間は指摘している（角間,2017:102）。昨今では、キャバ嬢やホステスがメディアに出演したり、水商売に従事した経験がある女性が議員に当選する<sup>15</sup>など、水商売は昔よりもオープンな職業になりつつある。一方で、セックスワーカーがポジティブな経験のキャラクターとしてメディアに映し出されることはほとんどない。このような水商売と性風俗の格差は、それぞれの業界のコロナ対策に関するソーシャルアクションのハードルにも影響を及ぼしている。水商売においては、一般社団法人日本水商売協会が「接待飲食店におけるコロナウイルス対策ガイドライン」<sup>16</sup>の策定をはじめ、コロナ禍においても主体的に様々な広報活動を行っていたが、性風俗業界にはそのようなソーシャルアクションを実践できる業界団体は存在して

<sup>13</sup> 朝日新聞デジタル,2020.4.3「休校に伴う助成金、風俗業は対象外 「職業差別」批判も」<https://www.asahi.com/articles/ASN435QJMN43ULFA01C.html> (2022.12.22)  
同上,2020.4.7「コロナ休業補償、風俗関係者も「対象に」と厚労省表明」

<https://www.asahi.com/articles/ASN473TK7N47ULFA00M.html> (2022.12.22)

<sup>14</sup> 産経新聞,2022.6.30,「コロナ給付金不支給訴訟、性風俗業者の請求退ける」  
<https://www.sankei.com/article/20220630-2IGB3R2BFFMDRH6CML4IVOLTJ4/>  
(2022.12.22)

<sup>15</sup> 2015年の東京都北区議会議員選挙で、元ホステスの経験を持つ斎藤りえ氏が当選した。

<sup>16</sup> 日本水商売協会,2020.8.3,「接待飲食店におけるコロナウイルス対策ガイドライン Ver1.2」[https://mizusyobai.jp/guideline\\_covid19/](https://mizusyobai.jp/guideline_covid19/) (2022.12.22)

いない。そのため、業界としてコロナ対策の統一ガイドラインを策定することもできなければ、記者会見などの広報活動も難しい。また、セックスワーカーは利用者との一対一のサービス提供が基本であり、個人で労働することがほとんどであるという労働環境も、当事者同士の連帯を阻む原因の一つであると考えられる。

### 3. 3 セックスワーカーに向けられるステイグマ

前節で、セックスワークは「労働」と認められなかつたり、労働の中でも低級のものと認識されたりすることがあり、それらが当事者を取り巻く性暴力や差別などの問題に繋がっていることを確認した。本節では、前章の内容を踏まえ、セックスワーカーに対するステイグマが当事者に及ぼす影響を具体的に検討する。

様々なマイナスイメージを持って語られることが多い性風俗だが、その市場規模は推定3.6兆円、セックスワーカーとして働いている人は全国におよそ30万人いると推測されており、セックスワーカーのボリュームゾーンである20~29歳の女性に限った場合、およそ20人に一人が性風俗産業に従事している計算になる（飯田,2013）。また、風営法に基づき全国の自治体に性風俗店として届出のされている実店舗数は2013年時点では1万1558店程度と考えられる（角間,2017:56-59）。このように、性風俗産業が日本的一大産業として経済圏に属している事実はあまり知られていない。これは、性風俗産業が法的にグレーゾーンな立場に置かれ、性暴力などの犯罪と密接に関わる高リスクな業界であるというステイグマから、セックスワークに関わらない人々にとって「無縁な世界」と考えられているからであると考えられる。

社会全体のセックスワークに対するステイグマは、性暴力を矮小化させたり、セックスワーカーを社会問題の「被害者」という位置づけに追いやり一人ひとりが抱える問題を不可視化せたりすることがある。2005年に発表された要と水島の調査では、調査に協力したワーカーの49.2%が性風俗に従事していることに「罪悪感がある」と回答しており、その理由の85.5%が「内緒にしているから」であった（要・水島,2005:47）。また、男性の性風俗に関する意識調査を行った福島県男女共生センターのデータ（2005）<sup>17</sup>では、「性風俗で働くのは個人の自由だ」と回答したのは81%と、性風俗に従事することを肯定する回答者が多かったものの、恋人や配偶者が性風俗に従事することについては「やめてほしいと思う」「別れる」など否定的な回答が多く、その理由は「嫌」「価値観の違い」など抽象的なものが多く、論理的に説明することが困難だったという。これらのデータからも、「性風俗に従事することは悪いことだ」というステイグマは、当事者非当事者を問わず、社会全体の中に作用していると考えられる。

セックスワークが社会的に低い位置づけをされているのは、そこに含まれる性的行為が

---

<sup>17</sup> 福島県男女共生センター,2005,『男性の性意識に関する実証的研究 セクシュアリティの歴史的表象と性風俗産業のフィールドワーク』財団法人福島県青少年育成男女共生推進機構

「大した仕事ではない」「社会的価値が低い」などとみなされ性風俗の「労働」としての評価が矮小化され、当事者が抱える身体的・精神的負担が理解されにくいためであると指摘されている（田中,2016）。また、性風俗が軽視される根底には「女性であれば性的に売れる」というステレオタイプなイメージが付随していると考えられる。性風俗に従事することは「誰にでもできる」と考えられ、性風俗に従事している女性が「従事することしかできない女性」であるというステigmaを付与されることは、当事者の抱える問題を不可視化するだけでなく、その責任を当事者に帰することにも繋がる（要・水島 2005）。「女は金に困っても体を売ればいい」と女性を羨むような言葉の中には、「性風俗に従事すること」を容易なことと捉える、性風俗に対する蔑視と「女は楽をして稼げる」という女性蔑視が含まれていると指摘されている（田中,2016:109）。たとえセックスワーカーが自身の仕事を肯定的に受け止めていたとしても、それは社会のセックスワークに対するステigmaと直面し、拒絶されたり差別されたりすることによってかき消され、セックスワーカー自身がステigmaを内面化することで、不平等や性暴力を「仕方ない」とし、問題が不可視化される場合がある（田中,2016:204-213）。

また、セックスワーカーが「性的行為のプロ」であると考えられている場合、危険を伴う行為であってもセックスワーカー相手であれば要求でき、もし望まないのであれば、ワーカーはそれらを回避することもできる技術を持っていると考えられることがある（田中,2016:202）。これにより、もし性暴力の被害に遭っても、その責任が加害者ではなく性暴力を阻止できなかったワーカーの技術不足や未熟さに向けられてしまうおそれがある。このように、セックスワーカーに対するプロフェッショナリズムの要求とステigmaが同時に存在することにより、労働者としての法的・社会的地位を獲得できていないにも関わらずプロとしての責任のみ負わされるという理不尽な境遇に追いやりられることとなる。その結果として、性暴力だけでなく、性感染症の罹患や妊娠などの健康問題においても、セックスワーカーの怠慢や危機管理能力の低さの問題とされ、当事者を取り巻く様々な困難の不可視化につながり、差別や偏見を助長するおそれが指摘されている（田中,2016:203）。

実際に、このようなセックスワーカーに対するステigmaが起因して凄惨な事件が発生することも少なくない。1987年に起きた「池袋売春男性死亡事件」では、無店舗型の性風俗店に従事していたセックスワーカーの女性が利用者の所持していたナイフによって傷害を負い、性行為を強要される等の身体的・性的暴行に抵抗するために、利用者を刺殺した事件である。これは強姦罪の成立条件となる「暴行又は脅迫」を伴うものであったため、セックスワーカー側は正当防衛を訴えた<sup>18</sup>。しかしこの裁判においては「性風俗従事者は性風俗に携わった時点である程度の危険が伴うことを理解していた」などといった前提の上で、性風俗従事者は一般女性よりも性暴力に対して免疫があるものと判断され、正当防衛は認められず実刑判決が下された（角田,2020:102-128）。また、2021年には立川市のシティホテルで、19歳の少年が派遣型性風俗店に勤務していた30代の女性と、女性からのSOSを受けて現場に急行した男性従業員を刃物で刺し、女性を殺害して男性に重傷を負わせるとい

<sup>18</sup> 正当防衛については、「急迫不正の侵害に対して自分又は他人の権利を守るために、やむを得ずした行為を罰しない」と規定される。また、「防衛の程度を超えた行為は上場により刑罰を軽くしたり免除したりできる」ことが示されている。（角田,2020:107-110）

う事件が起きた。犯人の少年とセックスワーカーの女性は面識がなかったが、少年は「無理心中を撮影しようとした」などと供述した。さらに、少年は取り調べに対し、「性風俗業をやっている人間はいなくていい。風俗の人はどうでもいい」と動機を供述していると報じられ、性風俗従事者に対する職業差別の根強さを社会に知らしめる事件となった<sup>19</sup>。

この二つの事件は、どちらもセックスワーカーの性や身体、あるいは命そのものが「性暴力を受けても問題ない」あるいは「性暴力や危険な性的行為に耐えうる身体」であると軽んじられており、池袋事件の判決に見られるセックスワーカーと非セックスワーカーを二分する言説には、「問題化される性暴力」の序列があると考えられる。

また、セックスワーカーは「経済的困窮者」であるというステигマのもとで、「貧困や格差問題などの社会問題によって排除された被害者」として語られることがあった。これはリーマンショックが起き景気が悪化していた2009年を境に、性風俗で働く人々が貧困問題の被害者という文脈でメディアに取り上げられるようになったことに顕著に現れている。特に2014～2016年にかけて、NHKを始めとするさまざまなビジネスメディアが女性の貧困問題と性風俗従事者を特集するようになる。こうしたメディアの報道におけるセックスワーカーの証言は、記事や番組の内容に説得力を持たせたり、人々の注目を得たりする役割を担っており、貧困問題の深刻さを際立たせるために、より脆弱性の高いセックスワーカーが集中的に取り上げられた。ここでは、性風俗やセックスワーカーをめぐる問題が「福祉の不備がいかにして女性を性風俗に追いやってしまったのか」、という口調で報じられ、当事者の抱える困難を「貧困が原因で、性風俗産業に従事せざるを得なかつたこと」に限定した上で、どうやったら女性を性風俗に向かわせずに済むのか、ということが議論されてきた。角間(2017)は、これらのムーブメントをきっかけにそれまで不可視化されてきたセックスワーカーの実情に社会的な関心が寄せられるようになった一方で、当事者が抱える困難を貧困問題のみに紐付けて問題視することによって、女性が性風俗産業に従事するきっかけは多様であるという事実が認知されにくくなることを指摘している(角間,2017:114-116)。

セックスワーカーが高収入を求めて性風俗産業に従事することは、必ずしもネガティブな背景や経済的困窮を意味するものではない。2015年にGAPによって行われた、セックスワーカーが性風俗産業に従事する動機のアンケート調査の結果として最も多いのは「経済的な理由」であったが、その内訳を見ると、「借金返済のため」「生活費のため」などの切実な理由から「旅行に行きたい」「趣味や娯楽のためのお金を稼ぎたい」など様々である(図1-1参照)。しかし、このように単純明快に語られる動機の背景には語られないトラウマや他の問題が潜んでいる可能性もあり、当事者の動機を一言で語ることは難しい。いずれにしても、高い収入を求めてセックスワークに行き着く人々を「貧困」というカテゴリーでまとめることは当事者の実情と乖離した認識を生むことに繋がると考えられる。当事者の個別具体的な背景や就業に関する意識を無視し、一方的に「性風俗産業に従事すること」に対しネガティブな意味づけを行うことで「社会問題の解決」を訴えることは、セックスワーカーの労働や環境の改善に還元されないばかりか、かえって差別や偏見を助長する

<sup>19</sup> 産経新聞,2021.6.18「フェミサイドか ホテル殺人19歳少年の心の深淵」

<https://www.sankei.com/article/20210618-F2BBPYFW3NMPHGBKIEASVDJ5R4/>

(2022.12.22)

可能性がある（要,2018:34）。

本章では、セックスワーカーが直面する問題について、健康問題、性暴力、既存の福祉制度の3つの視点から整理し、それらが複合的に絡み合った結果としてのコロナ禍における職業差別があったことを確認した。要（2018）は、店や利用者からの性暴力も、性感染症の感染をはじめとする健康問題、それらの被害が起こるリスクを増幅しているのは性風俗産業全体を取り巻く社会的・法的・政策的条件であり、元来セックスワークそのものが被害を受けることを前提とした職業ではないこと、また、現場で起きている被害は社会的・政治的不作為による人災であると指摘している（要,2018:160-173）。これらの問題の根底にあるセックスワーカーに対するスティグマは当事者の抱える問題を不可視化・矮小化させる危うさがあり、生命の危機に瀕しても法的に保護されなかったり、当事者の権利が軽視される場合がある。性風俗従事者に対する性暴力や健康の問題はこれまでにも語られてきたが、それが公的機関や被害者支援機関で中心的な課題となり、解決に向けた具体的なアプローチがなされた実例は少ない。また、性風俗の存在そのものが「問題」とされることで、その中で起こりうる性暴力が副次的に扱われてしまう可能性がある。性風俗産業をめぐるこれらの問題は、様々な社会問題が複雑に交錯し積み重なっていった結果として現れており、それら一つ一つを紐解きながら課題解決に向けて取り組むことが求められる。

## 4. 国内外の法体系と当事者に及ぼす影響

### 4. 1 日本の法体系におけるセックスワークの位置付け

日本における「性風俗」は、主に「売春防止法」と「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（以下、風営法）によって規制されている。その他にも、性風俗従事者が18歳未満の場合、児童福祉法や労働基準法、青少年保護育成条例などが適用されることもあるが、本節では主に売春防止法と風営法について見ていくたい。

売春防止法における「売春」の定義は、「対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交すること」とされており、第一条では法制定の目的について、「この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずることによって、売春の防止を図る」と説明している。「性行」とは「日常の性質と行い」のことと、これに準じて当事者の更生を図るとする法の文脈の中では、売春を行う女性は、生来的に何かしらの問題を持っているという前提が含まれていると指摘されている（角田,2013:216-217）。また、売春防止法において規制対象となる「性交」は男女間の行為に限定され、さらに性交を含まない性的行為は売春防止法では規制されない。また、売春防止法では、売春することやその相手となることを禁止しているが、特定の相手との売春や「公衆の目」に触れない男女間の自由意志に

よる売春は処罰されない。その代わりとして、売春を斡旋したり売春する場所を提供したりする行為が処罰対象となっている。

売春防止法は①有償であること、②相手方は不特定であること、③性交をすることの3点が揃ったときに初めて適用される。この法の穴をかいくぐるように、売春防止法が施行されてすぐに、性的ではない行為=「性交類似行為」という名目のものをサービスの対償とする風俗店が生まれた。ここでは、指や器具による性行為や、男性とみなされる人が「売春」する場合にも適用されないため、セクシュアルマイノリティのセックスワーカーが不可視化されているという課題もある。また、「性交」はしないという建前をとっている限りにおいて、この法律の対象とはならないが、前章で触れたように、実際の性風俗の現場では水面下で「生ホンバン」が行われている場合が多い。このような性交類似行為の合法的な存在が売春の隠れ蓑になり、巷に売春を反乱される結果となったと角田は指摘する(角田,2013:218)。

また、同法五条では性風俗従事者の勧誘行為を処罰、補導の対象とする一方で、性風俗利用者は「何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない」(同法第三条)と言及されるにとどまり、その行為が処罰対象とはならない<sup>20</sup>という性風俗従事者と利用者の法律上の不平等<sup>21</sup>が存在していると指摘される(田中,2016:38)。

次に、風営法の制度について検討する。性風俗の営業時間や営業区域などの営業方法については主に風営法によって規制されている。風営法では、キャバクラやパチンコ店などの風俗営業とソープランドなどの性風俗関連特殊営業(以下、性風俗特殊営業)の2つを規制している。一定の条件を備えた性風俗営業は、都道府県公安委員会に届け出ることで合法となる。これには無店舗型性風俗特殊営業(デリヘルやホテヘル)等、「異性の客の性的好奇心に応じて、その客に接触するサービスを提供する営業」も含まれており、売春防止法で禁じた行為が事実上風営法によって解禁されているという矛盾状態にあり、この法の二重規範が、性風俗従事者への暴力を訴えにくくしている原因の一つと考えられる。

売春防止法を改正せずそのままにしておき、風営法に新たな性的サービスを組み込んでいくことで、合法的生産業はその必要に応じて拡大してきた。したがって、現状では売春防止法が性風俗特殊営業を規制する機能を十分に果たせているとは言い難い。

両法の目的を比較すると、売春防止法は売春を「人としての尊厳」「性道德」「社会の善良の風俗」を害すものとして禁止することを目的とし、風営法は「善良の風俗と清浄な風俗環境」を保持することと「少年の健全な育成」を阻害しないことを目的としている(田

---

<sup>20</sup> 従事者が18歳未満の場合は児童買春・ポルノ禁止法違反により利用者が処罰されるが、成人の性風俗従事者と性風俗利用者に不平等が存在しており、性風俗のステigma化を維持する原因の一つと考えられる。

<sup>21</sup> 「買う側の男性」は罪に問われない点について、国内で2014年に日本キリスト教婦人矯風会もとの「売買春とりくむ会」が衆議院議員アンケート調査を行い、全国婦人保護施設等連絡協議会が中心となって厚生労働省等に改正の要望書を提出している。また、2016年には人権保障、女性自立支援の改正案である「女性自立支援法」骨子をまとめるなど、買春犯罪化に向けた活動が行われている。しかし、買春を処罰対象として取引が地下に潜り、性暴力等の問題がさらに深刻化する懸念が示されているため、正式な提言としては公表されていない。(青山,2018:156-158)

中,2016:38-39)。しかし、売春防止法には、なぜ女性たちが売春を生業としているのかという根本的な原因についての考察がなく、それに対応した方策がない。法の規制に準じた性風俗産業に従事している場合は、罰則はないものの建前上禁止されている行為であるために、ステigmaが押し付けられやすく、当事者の権利が軽視されやすくなる原因となりうる。

#### 4. 2 海外の法体系におけるセックスワークの位置付け

本節では、性風俗産業に関する海外諸国の法制度を、犯罪化・合法化・非犯罪化の3つの観点から検討する。買春を犯罪とし規制する例としてスウェーデンをはじめとする北欧モデルを取り上げる。合法化の例としてはオランダ、非犯罪化の例としてニュージーランドの法改革について整理する。

セックスワークの非犯罪化を求める当事者の権利運動が世界各地に広がりつつある一方で、1999年からスウェーデンやノルウェーなど北欧諸国を中心に買春を犯罪化する法改革の動きが広がり、2016年にはフランス、2017年にはカナダやアイルランド、さらに2019年には新たにイスラエルが続いた。北欧の国々が先行したことから「北欧モデル」とも呼ばれるこの法制度は、性風俗の需要を抑制し、最終的には性風俗自体を廃絶することを目的としている<sup>22</sup>。しかし、売春を犯罪化せずに買春のみを取り締まるというアプローチは、かえってセックスワーカーにとって不利となる危険性があるとして、アムネスティ・インターナショナルをはじめとする多くの当事者団体が批判的な立場をとっている<sup>23</sup>。

その主な理由として、北欧モデルではセックスワーカーの労働環境を守ることがより困難になることが挙げられる。たとえば、買い手である利用者が犯罪者として取り締まられることを恐れ、警察の目を避けるためにサービスを提供する場所や形態を利用者に合わせて決めることとなり、結果としてセックスワーカーが労働環境をコントロールすることがより難しくなる可能性がある。それにより一層セックスワークがアンダーグラウンドな場所に潜り、性暴力等のリスクが増幅するおそれがある。さらに、北欧モデルでは安全確保のために二人以上のセックスワーカーが一緒に仕事をしたり、組織化することを禁止しているため、必然的にセックスワーカーは一人で労働しなければならず、労働中に暴力を受けたり対価が支払われないなどの問題が発生するリスクを回避、阻止することが困難である。また、北欧モデルでは売春の場所を提供する行為も取り締まりの対象となる。セックスワーカーが自宅で売春行為を行った場合には家主が起訴されるおそれがあり、場合によってはセックスワーカーが家から退去させされることもある。北欧モデルの下では、セックスワーカーは労働条件だけでなく、住居や生活を共にする相手など、私生活を含む広い範囲への影響を

<sup>22</sup> スウェーデンはフランス・カナダと同様に買春のみを犯罪化したが、ノルウェーは売買春両方を、アイスランドは売買春だけでなくストリップクラブ等も違法とするなど「北欧モデル」と呼称される国の中でもそれぞれ事情が異なる。(青山・2018)

<sup>23</sup> アムネスティ・インターナショナル,2016,『【Q&A】セックスワーカーの人権を擁護する方針に関し

て』[https://www.amnesty.or.jp/news/2016/0526\\_6062.html](https://www.amnesty.or.jp/news/2016/0526_6062.html) (2022.12.22)

受けながらよりハイリスクな環境の中で従事せざるを得なくなる。

日本の売春防止法や北欧モデルのようにセックスワークやその利用を規制する法は、「愛がなければセックスをすべきではない」などの性的規範からの逸脱を取り締まる目的を持っている場合が多く、その法から逸脱することは「性的逸脱者」と認定されることを意味する（青山,2007）。セックスワークを取り締まる法では、セックスワーカーは「犯罪者」「被害者」のどちらかに二分され、自由意志で従事しているどちらでもない人々が不可視化される。さらに、犯罪歴がつくと、普通の仕事に就労することが難しくなる。そのため、非合法な業種にとどまらざるを得ず、犯罪化の本来の目的とは真逆の結果をもたらす可能性がある。

続いて性風俗の合法化について、オランダの法制度を例に上げて確認する。2000年に売買春が合法化されたオランダでは、各地方自治体が制定する条件下で売春宿が経営されており、自営をしているセックスワーカーは商工会議所に登録することが義務付けられた上で、合法的にセックスワークを行うことができる<sup>24</sup>。合法化とは、特定の法律を制定して公的に売買春を取り締まり、規制の範囲内のものであれば許可することである。合法化による売買春の主な規制としては、地域を限って影響を許可する「ゾーニング（特区制度）」と、免許を発行してその範囲内で基準を満たした人の営業を許可する「ライセンシング（許認可制度）」などがある。オランダの「飾り窓」に見られるように、住宅地や風致地区でなく商業地域で営業すべきとする規制があるなど、ライセンシングとゾーニングは重複する場合が多い。また、オランダのように売買春を合法化し、公的に管理統制を行う法体系においては、法を逸脱する行為は犯罪となるため、合法化は犯罪化と重なる部分がある（青山,2018:141-145）。合法と認められるためには公的な手続きが必要であるため、国から法的な滞在許可を得られていない移民などのマイノリティや、今すぐに現金を必要としている人々が排除され、法的な保護を受けられないまま非合法な形態で従事することになる。それによって、搾取や性暴力などの被害に遭うリスクが増幅する可能性があるという問題が指摘されている<sup>25</sup>。

最後に、非犯罪化の例としてニュージーランドの法体系について確認する。非犯罪化とは、特定の法を作らず、他の産業や仕事と同じように労働法、商法、民法といった一般法の範囲内で営まれるようにすることを目指す法体系である。ニュージーランドでは、2003年に売買春に関する特定法が大きく改正<sup>26</sup>され、広告の規制、移民の規制、地方自治体によるゾーニング、性感染症の予防を行わない限り性的サービスの取引や売買春をすることを禁止するという規則を除き、刑事的取り締まりがなくなった（青山,2018:141-145）。それまでのニ

<sup>24</sup> オランダ大使館、「王国について」

<https://www.orandatowatashi.nl/about/rinrimondai/baishun> (2022.12.22)

<sup>25</sup> Juno Mac,2016 「The laws that sex workers really want」 TED

[https://www.ted.com/talks/juno\\_mac\\_the\\_laws\\_that\\_sex\\_workers\\_really\\_want?language=en](https://www.ted.com/talks/juno_mac_the_laws_that_sex_workers_really_want?language=en) (2022.12.22)

<sup>26</sup> NZ Herald,2003.6.26 「One vote passes sex law」 [https://www.nzherald.co.nz/nz/one-vote-passes-sex-law/ZK6ODEUS2UHJ7JTM7FG2VNIGNY/?c\\_id=1&objectid=3509432](https://www.nzherald.co.nz/nz/one-vote-passes-sex-law/ZK6ODEUS2UHJ7JTM7FG2VNIGNY/?c_id=1&objectid=3509432) (2022.12.22)

ニュージーランドにおける売買春の法制度では性的サービスの対価によって生計を立てることや公共の場での勧誘等が違法とされ、処罰の対象となっていた。しかし、法改正以降はセックスワーカーの権利を中心に、当事者の福祉や保健サービスへのアクセスを保証しながらより安全に従事するための枠組みが作られた。また、非犯罪化により、ワーカーは顧客と交渉して条件が折り合わなければ拒否する権利行使することが可能となり、利用者から暴力を受けたら訴えることもできるようになった。2014年にはセックスワーカーの女性が自身の従事する店舗経営者からセクシャルハラスメントの被害を受けたとして起訴し、21500米ドルの賠償金を勝ち取った<sup>27</sup>。非犯罪化の法制度は、セックスワーカーの人権保護の観点からも重要な役割を果たしている側面があるといえる。1980年代以降のセックスワーカーの権利運動から今日まで、その主体である当事者団体や国際機関の理想は「セックスワークの非犯罪化」であるという点で一貫しているが、国レベルで最も非犯罪化に近い法制度を持つ国はニュージーランドのみとされる。地域レベルで見ると、第3章で紹介したオーストラリアのニューサウスウェールズ州で、1995年に商業的売春と売春によって生活の糧を得ることを違法としていた法律が廃止され、自治体の管理権限は残しながら「非犯罪化」に近い制度が実施されている。また、2019年には新たにオーストラリア北部のノーザンテリトリー州で世界3例目となるセックスワークの非犯罪化の法案が可決された<sup>28</sup>。

## 5. セックスワーカーが安全に働くことができる社会の実現に向けて

### 5. 1 法体系のアプローチ

本章では、3、4章の内容を踏まえてセックスワーカーがより安全に労働するために望ましい社会のあり方を検討する。これまで分析してきた通り、セックスワーカーをめぐる諸問題は、様々な社会問題が複雑に絡み合った結果として生まれている。セックスワーカーの抱える問題を一つ一つ解決するためには、まず「セックスワーカーの法的な立場の脆弱さを改善する」ことが急務である。現行の風営法は、「善良の風俗と清浄な風俗環境」を保持することと「少年の健全な育成」を目的とした法律であるが、そこには「現場で働くセックスワ

---

<sup>27</sup> Stuff, 2014.3.1, 「Sex worker gets \$25,000 over harassment」  
<https://www.stuff.co.nz/business/industries/9777879/Sex-worker-gets-25-000-over-harassment> (2022.12.22)

<sup>28</sup> ABC News, 2019.11.26, 「NT decriminalises sex work as Attorney-General Natasha Fyles pushes through change」 <https://www.abc.net.au/news/2019-11-26/northern-territory-sex-industry-bill-passed/11739820?fbclid=IwAR1UP1K-hzzexR75HmPtDzzzYGJ7iOoStZyrbZg6zfwfkqUm1br53WbNVo> (2022.12.22)

「カーラの権利を守る」という視点が欠如している。また、風営法に規定されている性風俗関連特殊営業に関しても、それぞれの営業の中で従事者の人権が侵害されることなく安心安全に行われるための遵守事項については明文化されていない。坂爪は、こうした背景には「性風俗は、誰がどのように営業していてもいかがわしい仕事にならざるを得ないので、営業内容について行政が指導や監督をすることはできないし、する必要もない」という考えがあると批判している（坂爪,2018:279-281）。性道徳や性差別の問題としてのみ語られること多かった性風俗の問題に、そこに従事する人々の安心と安全をどのようにして守るのかという権利保護の観点を加えていくことが求められている。

セックスワーカーは多くの場合、社会的に不利な立場に置かれたり、従事する中で様々な危険にさらされる可能性が高い存在である。そのため、性風俗について法整備を行う上では、彼らの人権や安全を保障することが最優先事項となるだろう。売春防止法の基盤がそのままにされ、自由意志の売春が犯罪とみなされる限りは、セックスワーカーは社会的なステigmaを抱えながら人目につかない場所で活動をしなければならず、問題が発生した場合に同業者同士で連帯して解決したり、支援を求めることが困難となる。そのため、セックスワーカーの人権と安全を他の労働と同様に保障するために、非犯罪化の方向に舵を取ることが必要であると考える。一方で、日本社会におけるセックスワーカーの社会的な発言力の弱さをそのままに非犯罪化に向かい法規制をなくすことは、むしろ事態の悪化や問題をより水面下に潜らせるに繋がるおそれがある。セックスワーカーの法的な立場を強化するためには、当事者が自ら発言する場や機会を保障することを前提とした段階的な施策が求められる。

4章で紹介したニュージーランドの事例から見えるように、セックスワーカーの法的な立場が明確になることは警察との連携を可能にし、セックスワーカーが暴力やハラスメントの被害に遭ったことを訴えるハードルを下げ、結果として性暴力の抑止にもつながりうる。それにより健全営業を行う店舗が増えたり性風俗産業の労働組合などの支援ネットワークが確保されれば、風テラスを始めとする当事者支援団体とのより強固連携が可能になると考えられる。さらに、法的な立場が明確になることは、保健サービスなどの公的機関とセックスワーカーのつながりを保障することにも繋がるだろう。

性の健康の保障においても、セックスワーカーの社会的地位の向上は不可欠な要素である。1994年のエイズ・サミットで、HIVに関する施策へのHIV陽性者の積極的な参加を提唱する「GIPA原則」(Greater Involvement of People living with HIV/AIDS)が採択されて以来、国家・地域・世界レベルのエイズ施策におけるHIV陽性者やキーポピュレーション<sup>29</sup>の参画が保障されており、当事者中心の視点が重要であるという認識は自明のものとさ

---

<sup>29</sup> HIV/エイズの流行に大きな影響を受けている人口集団を国連合同エイズ計画(UNAIDS)はキーポピュレーションと呼称し、HIV施策への参画を呼びかけている。UNAIDS「HIVのキーポピュレーションと移民層のための良質・安全で差別のないサービス確保について。国連合同エイズ計画(UNAIDS)キーポピュレーションに関する機関横断ワーキンググループ声明(日本語仮訳)」[https://api-net.jfap.or.jp/status/world/pdf/Statement\\_of\\_the\\_IAWG\\_on\\_Key\\_Populations-COVID\\_19.pdf](https://api-net.jfap.or.jp/status/world/pdf/Statement_of_the_IAWG_on_Key_Populations-COVID_19.pdf) (2022.12.22)

れている（東,2018:132）。しかし、セックスワーカーを含めたキーポピュレーションは多くの国で一部あるいは全部が犯罪化された存在であり、自分たちが最も影響を受ける政策が議論される場に当事者が自由に関わることができない現状がある。セックスワークの非犯罪化は、HIV の終焉においても重要な役割を果たしうるということを訴えている（東,2018:118-137）。

当事者の国際ネットワーク NSWP はセックスワーカーに保障されるべき権利として 7 つの項目を提示している。（1）つながり、組織化する権利、（2）法によって保護される権利、（3）暴力を受けない権利、（4）差別されない権利、（5）プライバシーの権利と恣意的な干渉を受けない権利、（6）健康への権利、（7）移動し、移住労働する権利と職業選択の権利であり、これらはいずれもすべての人々に約束されている基本的人権を基盤としたものであり、特別な権利ではないとしている<sup>30</sup>。

## 5. 2 当事者支援のアプローチ

セックスワーカーに限らず、居場所のない女性を支援する制度は多様に存在している一方で、セックスワーカーはそれらの前提条件となる「身分や経歴の提示」を容易に行えない場合がある。それにより「名乗ることができない」セックスワーカーは沈黙と孤立を自ら選ぶこととなり、結果として当事者への支援が行き届かない悪循環に陥る可能性がある。また、過去を提示しても、それがセックスワークの従事経験のように「既存の法や社会の規範とずれた」ものであるとラベリングされてしまえば、当事者に対する差別が助長されかねない。セックスワーカーと非セックスワーカーを分断することなく、当事者の柔軟なキャリア設計を可能にするためには、「立場の開示に怯えなくてもよい社会」を目指すことが必要であると角間は指摘する（角間,2017:217-222）。3 章で述べたように、セックスワークは当事者にとって生涯従事する職業とはなりにくく、一定の年齢を超えた時、誰もが「次」のキャリア設計を模索することとなる。GAP は、セックスワーカーに対するセカンドキャリア支援の一環として、相談者に NPO や企業のインターンへの参加を促しているという。それにより、セックスワーカーは就労マナー やスキル、履歴書に書くことができる資格や経験を手に入れることができ、さらに外部と提携しながら支援を行うことで、それまで支援団体が一身に請け負っていた負担の軽減にも繋がると指摘されている（角間,2017:149-153）。

既存の福祉制度や就労制度は、「ストレスなく自身の立場や過去を開示できる身分・立場」を前提に設計されており、立場の開示に抵抗感を抱きやすいセックスワーカーが弾かれる場合があることを踏まえると、セックスワーカーに対する支援において当事者から求められるものの一つは、「弱者の救済」という同情的な視点よりも他者の過去を問わない姿勢を持つ場・人の存在である（角間,2017:144-145、217-220）。良くも悪くも過去が問われない

---

<sup>30</sup> NSWP,2004, 「Briefing Paper No.8: The Needs and Rights of Male Sex Workers」 :2-3  
<https://www.nswp.org/sites/default/files/Male%20SWs.pdf> (2022.12.22)

からこそ、性風俗産業は既存の福祉制度に頼ることができない人々にとってのセーフティネットとなってきた。当事者の中にも、このような性風俗産業独自の共助システムを頼るために、望まずにセックスワークに従事する人もいるだろう。しかし現在、性風俗産業が担っているセーフティネットとしての役割を肩代わりできる公的な支援制度が十分に整備されているとは言えない。消極的に従事しているセックスワーカーが性風俗の共助に依存し、その他の選択肢を選ぶことができない事態を開拓することが求められる。いずれにしても、既存の制度の根底に存在するセックスワーカーへの差別や偏見は一朝一夕でなくなるものではない。しかし、詳細に過去を開示しなくとも良い場が増えしていくことで、セックスワーカーの出口はより一層広がっていき、より柔軟で積極的なキャリア選択の可能性が開けると考えられる。

また、当事者同士の連帯を促すことも、セックスワーカーの孤立を抑止するために有効であると考えられる。性風俗は、形態によっては他のセックスワーカーとの出会いが限られ、孤立しやすく、様々な支援や情報が得られにくい現状がある。そのため、セックスワーカー同士、セックスワーカーと支援団体をつなぐ交流の場を確保することが、安全を守るための有益な情報交換を可能にし、精神的な居場所の確保や社会とのつながりを認識することにつながる(田中,2016:263-266)。日本では、セックスワーカー支援を行う団体の SWASH が、国内でセックスワーカーのための講演やワークショップ、交流会などのイベントを行ったり、性風俗に従事する上で有益な技術や健康に関する情報を掲載したガイドブックを配布したりしている<sup>31</sup>。当事者同士の交流を通じ個人の経験を語り合ったり相談し合ったりすることは、自身が無意識に抱える困難への気づきを促したり、問題解決の糸口の発見にもつながると考えられる。

セックスワーカーの当事者支援において不可欠なもう一つの要素は、当事者の悩みを聞く力である。性に関する悩みは個人の経験や価値観と結びつきやすく、それゆえに支援者からセックスワークに従事していることを否定された経験を持つセックスワーカーも少なくない。そこでもまた「なぜセックスワーク（なんか）に従事しているのか」という過去を問われ、ステイグマ化される可能性もあると指摘されている(宇佐美,2018:56-61)。生きるための職業選択が貶めされることのないよう、支援する側もまたセックスワーカーについて、あらゆる年齢、性別、性的指向の人々の存在を想定する必要がある。

### 5. 3 セックスワーカーの権利を守るために

セックスワークは、度々既存の性道徳や社会規範を論拠とし、コロナ禍における政府側の主張のように、「不健全な職業である」と否定されたり、逆に社会問題を投影し「セックスワーカーという辛い職業に“追いやられてしまった犠牲者”として語られてきた。実際にセックスワークの現場で、不当な搾取を受けたり、心身を危険に晒されたりしている人々がいるのは事実である。また、「貧困×性風俗」をテーマに情報メディアがセックスワーカーの

---

<sup>31</sup> SWASH, 「労働相談 Q&A 」 <https://swashweb.net/page-19/> (2022.12.22)

困難として語ったように、貧困をはじめとする様々な社会問題が複雑に絡み重なり合った結果として、望まない形で性風俗に従事することを選んだ当事者もいるということもまた事実である。しかし、貧困や格差などの問題は、性風俗産業だけに指摘される問題点ではなく、行政が取り組むべき社会全体の問題である。社会問題のフィルターを通して性風俗産業の問題が可視化されない現状は、多様なセックスワーカーの存在や、それぞれのニーズを汲み取ることを困難にする可能性がある。セックスワーカーが直面する問題に向き合い、課題を改善するために必要なことは、セックスワークを根絶すべき害悪として特殊視することでも法のグレーゾーンとして放置することでもなく、労働の権利主体として、セックスワーカーがより安全な環境で労働する尊厳と権利を保障することではないかと考える。

活動家のジュノ・マックは、2016年にTEDに登壇し、自身のセックスワーカーとしての経験を踏まえ、セックスワーカーをめぐる法制度の問題について指摘し、当事者の権利保障を中心とした法改革の必要性を訴えた。その中で、彼女はインドの作家であり活動家のアルンダティ・ロイの言葉を次のように引用している。

“There's really no such thing as the 'voiceless'. There are only the deliberately silenced, or the preferably unheard.（声なきものなど存在しない。存在するのは、意図的に沈黙させられた者、あるいは聞こえない者だけだ。）”

セックスワークをめぐる諸問題の根底には、確かにジェンダー不平等や女性間の格差、貧困、性暴力、福祉など、複数の分野が複雑に交差している実態がある。本論文で考察した諸問題もその一部に過ぎず、セックスワーカーも彼らの抱える困難も多様である。課題解決に取り組む中でまた芋づる式に新たな課題と直面することもあるだろう。性風俗産業が幾多の社会問題の重なりによって構築される多層的な問題を抱えているからこそ、それらをすべて混同するのではなく、ひとつひとつの問題を紐解きながらそれぞれと向きあうことが求められる。セックスワーカーは現実を生きる人間であり、イメージだけの存在ではない。セックスワーカーの生きづらさを解消するために必要なのは特別な配慮ではなく、個々人の生き方と性の尊重である。

## おわりに

本論文では、「セックスワーク」という概念の獲得とその社会的な意味付けについて確認し、それを踏まえて当事者が直面する様々な課題や、それらに対応することができない法や福祉の課題について検討した。性風俗に「労働」の概念を持ち込まなくてはならなかった背景には、性風俗の社会的地位の低さと差別、そして社会に不可視化されてきた当事者の生きづらさが存在していた。性道徳や社会規範のもとで差別の対象とされ、権利保障をはじめとする社会のシステムから排除されてきた当事者は、性暴力や性感染症などのリスクにさらされてきた。新型コロナウイルスの感染拡大は、自助にも公助にも頼ることが難しい当事者の実態とともに、当事者の拠り所であった共助の限界を露呈した。セックスワーカーの自立

とキャリア選択を支えるためには、セックスワーカーと非セックスワーカーを分断する社会の枠組みを今一度問い合わせ直す必要がある。

また、本論文では言及することができなかったが、性風俗産業には男性やセクシュアルマイノリティ、障害者などの多様なセックスワーカーが存在しており、彼らは既存の法制度や支援の対象からこぼれ落ちてしまうことが多い。このような重層化した困難の中にいる人々に対しどのようなアプローチが必要かについてもまだ考察の余地が残ったままである。また、セックスワーカーの中にも、自らの権利獲得のために主体的に活動に参画ができるワーカーと、活動に参画できず社会的に不可視化される脆弱なセックスワーカーが存在している。そのため、脆弱なセックスワーカーの声をどのように汲み取り、支援に繋げていくのかについても検討する必要がある。

セックスワーカーが権利主体として、人権を軽んじられることなく安全に労働をする権利を享受できる社会を目指す活動は、今も世界で続いているおり、様々な国で性風俗に関する法体系を見直す動きも見られている。しかし、セックスワークについての法体系はその国の性道徳の歴史や宗教観などからの影響も強く、諸外国の法改革を踏襲することが必ずしも日本のセックスワーカーの課題解決に貢献すると言い切ることはできない。

昨今のコロナ禍でセックスワーカーに対する侮蔑的な社会のまなざしが露呈したように、現在の社会においてセックスワークという概念が完全に定着しているとは言い難い。多様なセックスワーカーの語りに耳を傾け、その人が今そのときにどのような支援を必要としているかに耳を傾けることが、当事者にとって望ましい社会のあり方を模索する上で必要不可欠である。

## 参考・引用文献

- 青山薫,2007,『「セックスワーカー」とは誰か 移住・性労働・人身取引の構造と経験』大月書店
- \_\_\_\_\_, 2014, 「グローバル化とセックスワーク —深化するリスク・拡大する運動—」社会学評論 65(2), 224-238 <https://ci.nii.ac.jp/naid/130005101029>(2022.12.22)
- \_\_\_\_\_.2011,「セックスワーカーの人権・自由・安全」『ジェンダー社会科学の可能性』第一巻,岩波書店
- 青山薫・中里見博他,2008『公開研究会記録 セックスワーク論の再検討』,お茶の水女子大学 21世紀 COE プログラム「ジェンダー研究のフロンティア」
- 赤川学,1995,『売買春をめぐる言説のレトリック分析』\_\_\_\_江原由美子編,1995,『性の商品化』勁草書房
- 飯田泰之・萩上チキ,2013『夜の経済学』扶桑社
- 上野千鶴子、宮台真司ほか,2020『買売春解体新書 近代の性規範からいかに抜け出すか』拓植書房新社
- 江原由美子編,1995,『性の商品化』勁草書房
- 小川裕子,2019,「「性的な取引」におけるエイジエンシーと女性福祉 ——セックスワーク論をめぐる議論の蓄積から」\_\_\_\_「ジェンダー研究 2019.2 第 21 号」公益財団法人東海ジェンダー研究所
- 角間惇一郎,2017,『風俗嬢の見えない孤立』光文社
- 要友紀子・水島希,2005,『風俗嬢意識調査 126 人の職業意識』ポット出版
- 川端智子,1995,『性的奴隸制からの解放を求めて』
- 菊池夏野,2010,『ポストコロニアリズムとジェンダー』青弓社
- \_\_\_\_\_,2015,「セックス・ワーク概念の理論的射程——フェミニズム理論における売買春と家事労働」 [file:///Users/eq\\_lim/Downloads/B422-20150731-37.pdf](file:///Users/eq_lim/Downloads/B422-20150731-37.pdf) 名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 24 号(2022.12.22)
- 坂爪真吾,2018,『「身体を売る彼女たち」の事情 自立と依存の性風俗』ちくま新書
- 坂爪慎吾,2021,『性風俗サバイバル 夜の世界の緊急事態』ちくま新書
- 杉田聰,1999,『男権主義的セクシュアリティ』青木書店
- 田崎英明編,1997,『売る身体/買う身体 セックスワーク論の射程』青弓社
- 多田良子,2007,「「性風俗サービス業」利用男性の意識とパートナーとの関係性」\_\_\_\_『F-GENS ジャーナル』 9
- 田中麻子,2016『不可視の性暴力 性風俗従事者と被害の序列』大月書店
- 角田由紀子,2013『性と法律 変わったこと、変えたいこと』岩波新書
- 萩上チキ,2012,『彼女たちの売春』扶桑社
- 東優子,要由紀子, 宮田りりい,2018,SWASH 編,『セックスワーク・スタディーズ当事者視点で考える性と労働』日本評論社
- 東優子,2012,「個別施策層（とくに性風俗に係る人々・移住労働者）の HIV 感染予防対

策とその介入効果に関する研究』『平成 23 年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業 総合研究』

桃河モモコ, 1997, 「セックスワーカーから見たピル」 \_\_\_\_『インパクション』53巻 61号, インパクト出版会

小川裕子, 2019, 『「性的な取引」におけるエイジエンシーと女性福祉 ——セックスワーク論をめぐる議論の蓄積から』 ジェンダー研究第 21 号 公益財団法人 東海ジェンダー研究所 <https://libra.or.jp/images/gstudy21.pdf> (2022.12.22)

朝日新聞デジタル, 2020.4.7 「コロナ休業補償、風俗関係者も「対象に」と厚労省表明 <https://www.asahi.com/articles/ASN473TK7N47ULFA00M.html> (2022.12.22)

アムネスティ・インターナショナル, 2016, 『セックスワーカーの人権を尊重し、保護し、実現する国家の責務に関するポリシー』

[https://www.amnesty.or.jp/news/pdf/SWpolicy\\_201605.pdf](https://www.amnesty.or.jp/news/pdf/SWpolicy_201605.pdf)  
(2022.12.22)

\_\_\_\_\_ ,

一般社団法人福島県男女共生センター, 2005, 『男性の性意識に関する実証的研究 セクシュアリティの歴史的表象と性風俗産業のフィールドワーク』 財団法人福島県青少年育成男女共生推進機構

オランダ大使館, 「王国について」

<https://www.orandatowatashi.nl/about/rinrimondai/baishun> (2022.12.22)

総務省行政管理局電子政府の総合窓口 e-Gov, 「売春防止法」 [https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=331AC0000000118](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=331AC0000000118) (2022.12.22) \_\_\_\_\_, 『風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律』

[https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=323AC0000000122](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=323AC0000000122) (2022.12.22)

内閣府, 2004, 「婦人保護事業実施要項」 [http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/kanrentsuchi/pdf/03/r\\_03\\_1202002.pdf](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/kanrentsuchi/pdf/03/r_03_1202002.pdf) (2022.12.22)

産経新聞, 2022, 『コロナ給付金不支給訴訟、性風俗業者の請求退ける』  
<https://www.sankei.com/article/20220630-2IGB3R2BFFMDRH6CML4IVOLTJ4/>  
(2022.12.22)

\_\_\_\_\_, 2021.6.18 「フェミサイドか ホテル殺人 19 歳少年の心の深淵」

<https://www.sankei.com/article/20210618-F2BBPYFW3NMPHGBKIEASVDJ5R4/>  
(2022.12.22)

ABC News, 2019.11.26, 「NT decriminalises sex work as Attorney-General Natasha Fyles pushes through change」 <https://www.abc.net.au/news/2019-11-26/northern-territory-sex-industry-bill-passed/11739820?fbclid=IwAR1UP1K-hzzexR75HmPtDzzzYGJ7iOoStZyrbZg6zfwfkqUm1br53WbNVo> (2022.12.22)

Delacoste, Frederique. and Alexander, Priscilla, 1987, "Sex Work : Writings by Women in the Industry" Virago, London

(=1993, 角田由紀子訳, 『セックス・ワーク 性 産業に携わる女性たちの声』 パンドラ)

Juno Mac,2016 「The laws that sex workers really want」 TED  
[https://www.ted.com/talks/juno\\_mac\\_the\\_laws\\_that\\_sex\\_workers\\_really\\_want?language=en](https://www.ted.com/talks/juno_mac_the_laws_that_sex_workers_really_want?language=en) (2022.12.22)

NHK「女性の貧困」取材班,2014,『女性たちの貧困“新たな連鎖”の衝撃』幻冬舎  
朝日新聞デジタル,2020.4.3「休校に伴う助成金、風俗業は対象外 「職業差別」批判も」<https://www.asahi.com/articles/ASN435QJMN43ULFA01C.html> (2022.12.22)

NSWP, Global Network of Sex Work Projects, 「Carol Leigh coins the term “sex work”」  
<https://nswp.org/timeline/carol-leigh-coins-the-term-sex-work> (2022.12.22)

NSWP,2004,「Briefing Paper No.8: The Needs and Rights of Male Sex Workers」:2-3  
<https://www.nswp.org/sites/default/files/Male%20SWs.pdf> (2022.12.22)

NZ Herald,2003.6.26 「One vote passes sex law」  
[https://www.nzherald.co.nz/nz/one-vote-passes-sex-law/ZK6ODEUS2UHJ7JTM7FG2VNIGNY/?c\\_id=1&objectid=3509432](https://www.nzherald.co.nz/nz/one-vote-passes-sex-law/ZK6ODEUS2UHJ7JTM7FG2VNIGNY/?c_id=1&objectid=3509432) (2022.12.22)

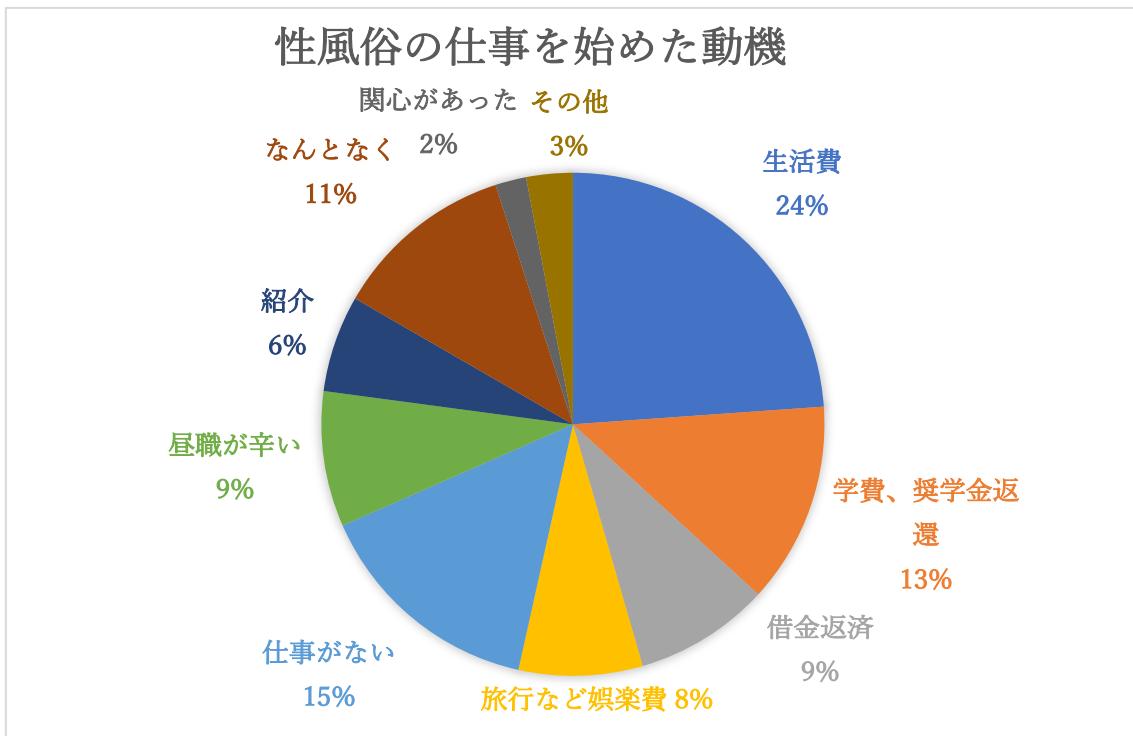
Stuff,2014.3.1,「Sex worker gets \$25,000 over harassment」  
<https://www.stuff.co.nz/business/industries/9777879/Sex-worker-gets-25-000-over-harassment> (2022.12.22)

UNAIDS 「HIV のキーポピュレーションと移民層のための良質・安全で差別のないサービス確保について。国連合同エイズ計画 (UNAIDS) キーポピュレーションに関する機関横断ワーキンググループ声明 (日本語仮訳)」  
[https://api-net.jfap.or.jp/status/world/pdf/Statement\\_of\\_the\\_IAWG\\_on\\_Key\\_Populations-COVID\\_19.pdf](https://api-net.jfap.or.jp/status/world/pdf/Statement_of_the_IAWG_on_Key_Populations-COVID_19.pdf) (2022.12.22)

\_\_\_\_\_,2021,『人権ファクトシートシリーズ HIV とセックスワーク』[https://api-net.jfap.or.jp/status/world/pdf/UNAIDS\\_FactSheetSeries\\_5.pdf](https://api-net.jfap.or.jp/status/world/pdf/UNAIDS_FactSheetSeries_5.pdf)(2022.12.22)

VOGUE,2021,『セックスワークをフェミニズムはどう捉えるか。【VOGUE と学ぶフェミニズム Vol.14】』<https://www.vogue.co.jp/change/article/feminism-lesson-vol14>(2022.12.22)

図1－1 性風俗の仕事を始めた動機



<sup>32</sup> 角間 (2017:117-120)

